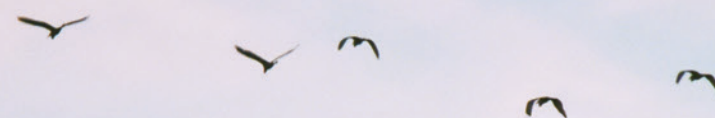


02

FOUNDATION FOR VALUE CREATION

価値創造を支える基盤



課題の核心を捉え解決する

» この章で伝えたいこと

サステナビリティに関する取り組みを中心に、価値創造を持続的に支えるための経営基盤についてお伝えします。本年は、取締役会議長と社外取締役からのガバナンスに関するメッセージも掲載しています。

サステナビリティ取組方針	068
環境	073
社会	087
特集：人的資本経営に関する職員インタビュー	092
ガバナンス	094
役員紹介	098
取締役会議長メッセージ	100
社外取締役メッセージ	102
コンプライアンス、リスクマネジメント	104

1 サステナビリティ取組方針

JBICは、日本と世界、官と民をつなぐ政策金融機関として培ってきた知見とつながりを生かし、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決に取り組んでいます。ステークホルダーの皆様と共に、グローバルなサステナビリティの実現に向け役割を果たしていきます。

ESGポリシー

サステナビリティの実現に向けた取組方針

国際経済社会は、気候変動への対処や経済・社会・環境のバランスの取れた持続可能な開発・成長の模索等の共通課題を抱えています。JBICはこの課題に対し、ESGポリシー（2021年10月公表）で掲げる「サステナビリティの実現に向けた取組方針」に基づき、国際経済社会の持

- E

 - 出融資等を通じた脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応
温室効果ガス(GHG)削減やグリーンイノベーションの普及を支援／
エンゲージメントを図りつつ世界のエネルギートランジションに向けた取り組みを支援
 - 環境社会配慮ガイドライン[※]に沿った自然環境等への配慮を確認
 - グリーンボンドの発行
- S

 - 出融資等を通じた社会課題解決に資する事業に対する支援
持続可能な成長に向けた社会課題の解決に資する事業支援
 - 環境社会配慮ガイドラインに沿った地域社会等への配慮確認
 - 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進
職員の多様性を活力とする組織文化の醸成／自律的なキャリア形成・能力開発の支援／
職員が活力を持って持続的に働ける環境の整備
- G

 - サステナビリティ推進体制の強化
 - コンプライアンス態勢の実効性強化
 - 外部イニシアチブへの参加

※環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

ESGポリシーの詳細についてはこちらをご参照ください▶ https://www.jbic.go.jp/ja/image/2021_ESG_policy.pdf

第5期中期経営計画におけるサステナビリティの位置付け

JBICは2024年6月に、2024～2026年度を対象とする第5期中期経営計画を策定し、重点取組課題に「持続可能な未来の実現」への取り組みを据えました。重点取組課題「持続可能な未来の実現」のもとには、①カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献、②ホスト国との協働による社会課題解決への貢献、③サステナビリティ経営

持続可能な発展や地球規模課題の解決等のグローバルなサステナビリティ、そして国家および人々の多様性を包含する世界の実現に向け、ステークホルダーの皆様と取り組んでいます。

JBICは日本の政策金融機関として、気候変動対応や人権尊重をはじめとする地球規模課題への取り組みを通じて、サステナビリティの実現を推進していきます。

TCFD提言等に基づく適切な開示

さまざまなステークホルダー

の責任ある実行、という3つの取組目標を掲げています。

JBICはさまざまなステークホルダーと共に、世界共通の課題であるカーボンニュートラルの達成やホスト国の抱える社会課題の解決を通じ、持続可能な未来を実現していきます。

第5期中期経営計画の詳細はP.25をご参照ください。

サステナビリティ推進体制

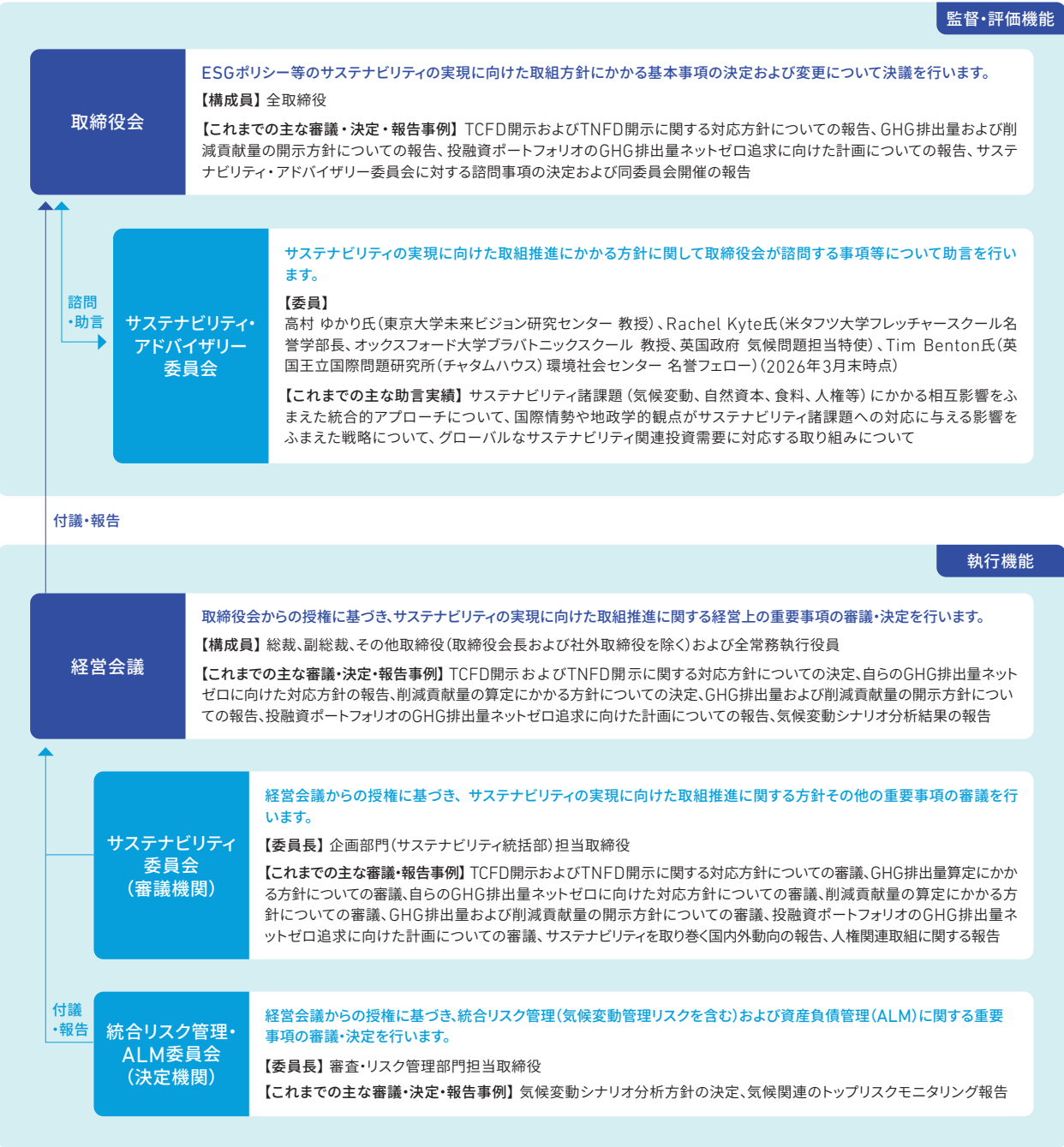
JBICでは、気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会による監督のもと、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理・ALM委員会等で議論されます。

JBICは、ESGポリシーに掲げる「サステナビリティ推進体制の強化」の一環として2022年6月に設置した、サステナビリティ・アドバイザリー委員会、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ統括部を中心に、気候変動対応を含むサス

テナビリティの実現に向けた取り組みを推進しています。

JBICは、こうしたサステナビリティ推進体制のもと、日本企業および国際経済社会の脱炭素化・SDGs推進に向けた取り組みへの積極的な支援や、ステークホルダーに対する取組成果の適切な開示・公表等を通じ、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していきます。

サステナビリティ推進体制



取締役会／サステナビリティ・アドバイザー委員会の役割

取締役会は、JBICのサステナビリティ推進の基本方針や取組状況を監督する役割を担っています。サステナビリティ推進に関する課題は経営上の重要事項として捉え、取締役会において議論し、経営戦略やリスク管理に反映しています。

また、取締役会には、気候変動関連ファイナンスの取組状況等が定期的に報告され、報告された内容に対し適切に監督する体制を構築しています。さらに、2022年6月に取締役会の諮問機関として設置されたサステナビリティ・アドバイザー委員会は、社外の有識者により構成され、サステナビリティ推進に関して取締役会が諮問する事項等について助言を行っています。

経営会議／サステナビリティ委員会／統合リスク管理・ALM委員会の役割

経営会議は取締役会からの授権に基づき、気候変動対応を含む事業の執行を担っています。

サステナビリティ委員会においては、経営会議からの授権に基づき、サステナビリティ推進に関する重要事項を審議し、サステナビリティ推進の状況や国内外の動向について報告を行っています。そのうち、審議事項については随時、経営会議へ報告され、必要に応じ経営会議での審議・決定を経て、取締役会へ付議・報告が行われます。

また、統合リスク管理・ALM委員会においては、取締役会や経営会議で決定した基本方針等に基づき、統合リスク管理や信用リスク管理等（気候関連リスクを含む）および資産負債管理（ALM）に関する重要事項が審議・決定され、必要に応じて経営会議・取締役会に報告されます。

環境社会配慮ガイドライン

環境や人権への世界的な関心が高まる中、特に海外事業においては、環境社会影響に関するリスクマネジメントが不十分なために事業の実施に重大な影響が出たり、社会的なレピュテーション・リスクを負う事例も少なくありません。

JBICでは、このような状況のもと、業務遂行にあたり「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（環境社会配慮ガイドライン）に基づいて、JBICの出融資・保証（出融資等）の対象となる全てのプロジェクトにおいて、地域社会や自然環境に与える影響に配慮して事業が行われていることを確認する、環境社会面のデューデリジェンスを実施しています。環境社会配慮ガイドラインは、JBICが実施する環境社会配慮確認の手続き、判断基準、出融資等の対象となるプロジェクトに求められる環境社会配慮の要件を定めたもので、JBICはプロジェクトの実施主体者による環境社会配慮が適切でないと判断した場合は、その是正を働きかけ、それでも適切に実施されない場合は、出融資等の実行を差し控えたり、借入人に期限前償還を求めることがあります。

また、原子力プロジェクトに関しては、2017年12月に制定した「原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針」に基づいて、プロジェクト固有の事項について、プロジェクト実施者等による情報公開および住民参

加配慮が適切になされていることを確認することになっています。

なお、環境社会配慮ガイドラインでは、施行5年経過後に、5年間の実施状況について確認し、これに基づき包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行うことが定められています。JBICは、2015年の環境社会配慮ガイドライン施行から5年経過後の2020年からその改訂作業に取り組み、広く一般に周知の上、2022年5月に環境社会配慮ガイドラインを改訂しました。改訂にあたってJBICは、透明性の高い開かれたプロセスを確保するため、2021年2月から2022年2月まで、計10回にわたりコンサルテーション会合を開催し、改訂案に対するパブリック・コメントを経て、2022年5月に環境社会配慮ガイドラインを改訂、2022年7月に施行しました。また、環境社会配慮ガイドラインの改訂に合わせて「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン及び原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮確認のための指針に基づく異議申立手続要綱」（異議申立手続要綱）も改訂しました。現在の異議申立手続要綱は、環境社会配慮ガイドラインと同じく、2022年5月に改訂、2022年7月に施行したものです。

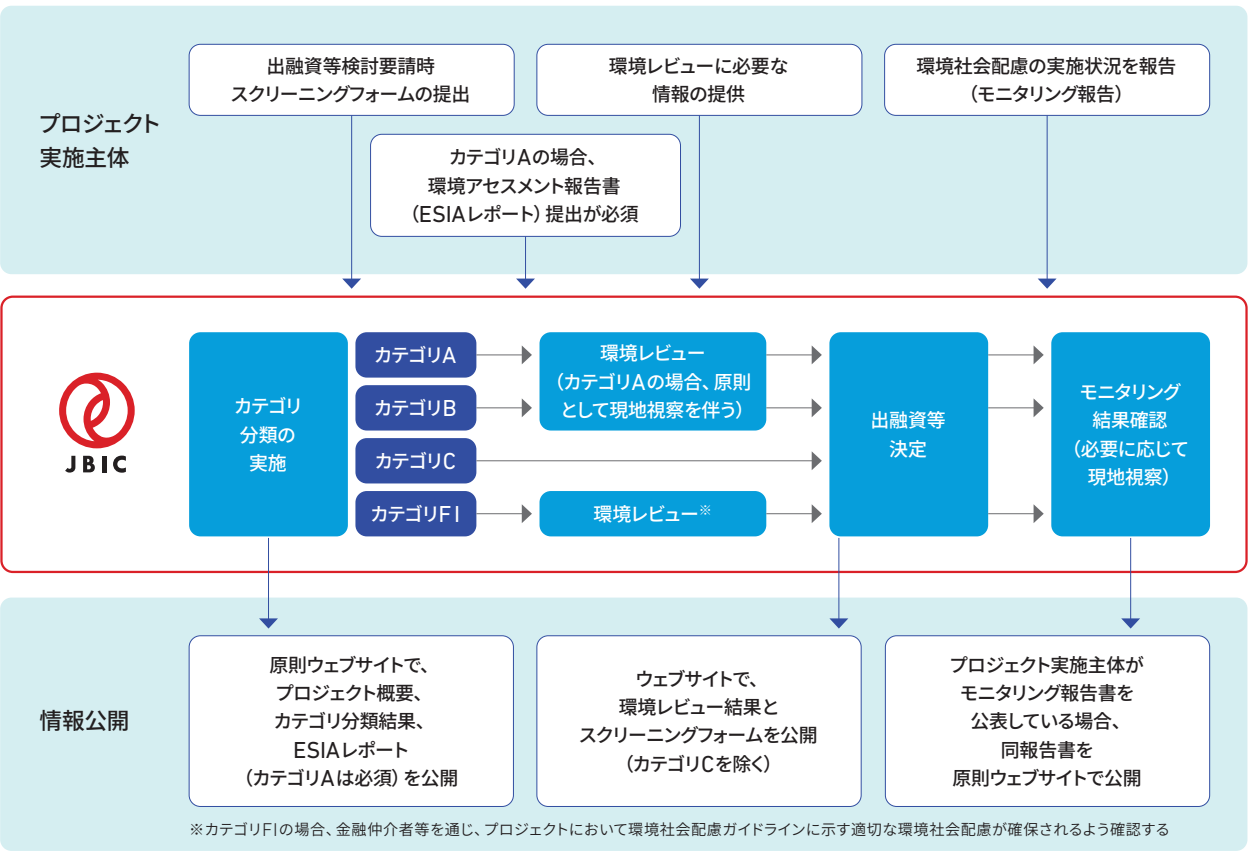
環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの詳細についてはこちらをご参照ください▶
https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/image/Environemtal_Guidelines_2022.pdf

環境社会配慮確認手続き

JBICでは、環境社会配慮確認手続きを通じて環境社会面のデューデリジェンスを行っています。環境社会配慮確認は、出融資等決定前に対象プロジェクトを環境への影響の程度に応じてカテゴリ分類する「スクリーニング」、環境社会配慮の適切性について確認を行う「環境レビュー」を経て、出融資等の決定後に実際の影響を確認する「モニタリング結果の確認」という流れで行われます。

スクリーニングにおいては、プロジェクト実施主体等か

ら提供される情報に基づき、プロジェクトの環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、下表のとおり4つのカテゴリに分類します。環境への望ましくない影響が大きいと判断したプロジェクトについては、環境社会デューデリジェンスに関する審査専門部署が、環境レビューを実施し、カテゴリAの場合は原則として現地視察を行うなど、より広範な環境社会配慮確認を実施しています。



カテゴリA	環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト。 プロジェクトのセクター（※）・規模、プロジェクトの環境負荷の内容・程度・不確実性、プロジェクトの実施予定地および周辺地域の環境および社会の状況等を勘案し判断。その他のカテゴリも同様。 ※一般的に環境社会に影響を及ぼしやすいセクターの例：鉱山、石油・天然ガス開発、パイプライン、鉄鋼業（大型炉を含むもの）、非鉄金属製錬、石油化学（原料製造、コンビナートを含む）、石油精製、石油・ガス・化学物質ターミナル、紙、パルプ、セメント（新設の採石場を含むもの）、火力発電、原子力発電、水力発電、ダム、送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）、道路、鉄道、港湾、廃棄物処理・処分
カテゴリB	環境への望ましくない影響が、カテゴリAのプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリC	環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
カテゴリFI	JBICの出融資等が金融仲介者等に対して行われ、JBICの出融資等承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を行い、JBICの出融資等承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合で、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合

外部イニシアチブへの加盟

JBICでは、サステナビリティの実現に向けて、さまざまなステークホルダーと連携して取り組みを進めていくため、国内外のイニシアチブに参画しています。

2025年度は新たに、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) やみどり脱炭素海外展開コンソーシアムに加盟、TCFDコンソーシアムの後継組織であるGXフューチャー・コンソーシアムにも加盟しました。

また、The Hydrogen for Development Partnershipでは、ホストとしてJBIC本店で総会を開催し、日本の水素・アンモニア導入に向けた取り組みや国際的なバリューチェーン構築に向けた課題等について意見交換を実施しました。加えて、クリーン燃料アンモニア協会が開催した国際シンポジウムにて登壇し、JBICや日本政府の取り組みを紹介しました。

● 主な外部イニシアチブ

分野	イニシアチブの名称	イニシアチブの概要
気候変動分野	アジアGXコンソーシアム	アジア地域においてトランジション・ファイナンスを推進すべく、日ASEANの金融当局および官民の金融機関がアジアにおける事例等を通じて議論を行い、具体的手法の形成や案件組成につなげていくことを目的とする枠組みです。
	GXフューチャー・コンソーシアム	社会全体のGXの実装を力強くけん引し、脱炭素と経済成長の好循環を実現することを目的とする枠組みです。
	Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)	金融活動に関連する排出量の測定・開示を可能にすることで、金融セクターにおける適切な開示およびGHG排出削減に向けた行動支援を行うことを目的とする金融機関による国際的なパートナーシップです。
	水素バリューチェーン推進協議会	水素社会実現に向けた戦略の方向性について、官民さまざまなステークホルダーが議論を行う場を提供している協議会です。
	日本水素フォーラム	米国におけるカーボンニュートラルの実現や水素のバリューチェーン構築に貢献することを目的とする枠組みです。
	クリーン燃料アンモニア協会	低炭素社会実現に向けたCO ₂ フリーアンモニアの供給から利用までのバリューチェーンの構築、および社会実装を目的とする協会です。
	The Hydrogen for Development Partnership (H4D)	世界銀行が立ち上げたグローバルイニシアチブで、水素開発投資に関する官民からの資金調達の促進等を目的とするパートナーシップです。
自然分野	TNFDフォーラム	TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の議論をサポートするステークホルダーによるフォーラムです。
	経団連自然保護協議会	途上国および国内の自然保護活動を支援し、企業の自然保護活動を促進することを目的として、経団連自然保護基金を通じた活動を行っている協議会です。
	みどり脱炭素海外展開コンソーシアム	日本が有する食料安全保障に資するGHG排出削減技術の海外展開を後押しし、脱炭素プロジェクトの形成推進を目的とする枠組みです。
	ESG金融ハイレベル・パネル	環境省が主催する、金融・投資業界と国がESG金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論を行い、行動するためのパネルです。
社会分野	2X Challenge / 2X Global	女性の社会進出推進のため、2027年までに200億米ドルのジェンダーレンズ投資の資金を動員することを目指しているイニシアチブです。
	アフリカのきれいな街プラットフォーム	アフリカ諸国における衛生的な都市環境や廃棄物管理に関する知見共有や投資促進を通じて、SDGsの達成を支援することを目的とする枠組みです。
	インパクトコンソーシアム	環境・社会的効果（インパクト）の実現を図る多様な経済・金融の取り組みを支援し、幅広い関係者との議論・協働の場を提供している枠組みです。

各イニシアチブの詳細は下記をご参照ください
気候変動分野および自然分野▶<https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability/environment.html>
社会分野▶<https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability/social.html>

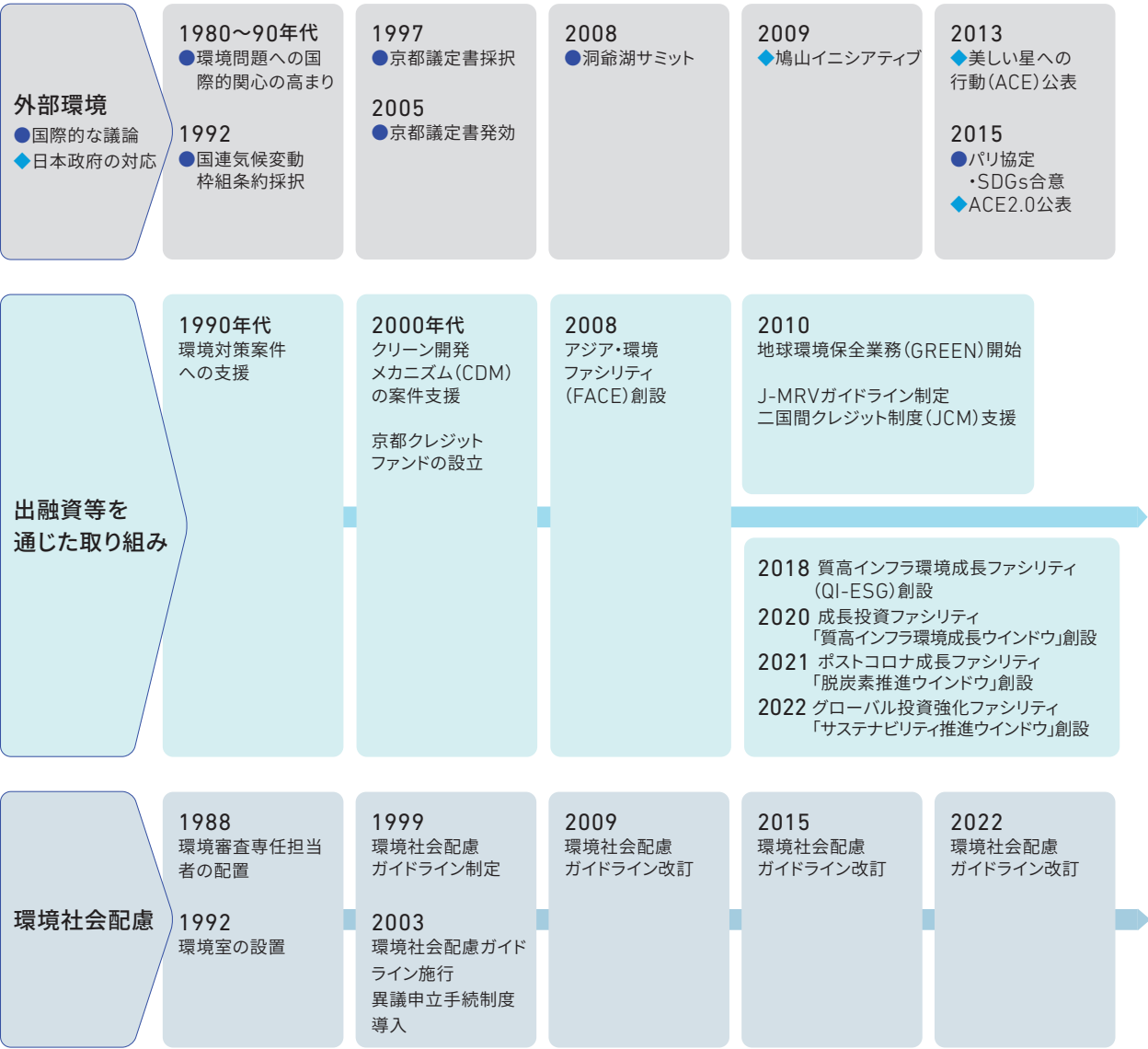
2 環境

JBICでは、カーボンニュートラルの実現やホスト国の社会課題の解決に向けてファイナンス面での支援やエンゲージメントを行っていくとともに、サステナビリティ関連情報開示を含む取り組みの高度化等を推進していく旨を表明し、各種取組を進めています。

環境に関するJBICのあゆみ

JBICはこれまで、気候変動問題に関する国際的な議論や日本政府の方針をふまえ、新たな支援メニューの創設や推進体制を整備するなどの取り組みを行ってきました。政策金融機関ならではの機能を活用して、各種ファイナンスやエンゲージメント、多国間連携等を通じ、新興国・開発途上国のエネルギー・トランジションを加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していくことを目指しています。

今後も国際的な合意やそれをふまえた日本政府の政策等に基づき、気候変動問題等に対する取り組みを金融面から積極的に支援していきます。

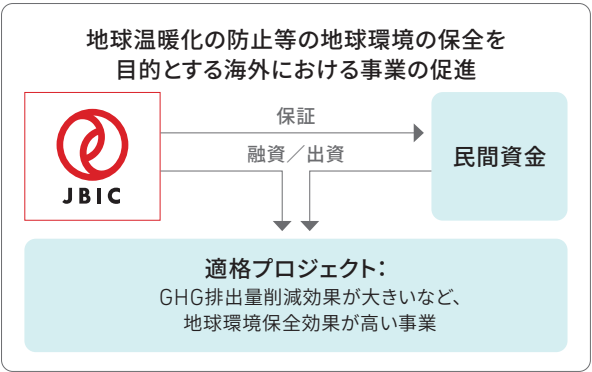


気候変動関連ファイナンス

地球環境保全業務(GREEN)について

JBICは、高度な環境技術を活用した太陽光発電やエネルギー効率の高い発電所の整備、省エネ設備の導入等の高い地球環境保全効果を有する案件に対して、民間資金の動員を図りつつ、融資・保証および出資を通じた支援「地球環境保全業務(Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation: GREEN)」を行っています。

地球環境保全業務(GREEN)の取り組み



ます。GREENは、国際的にも高く評価されている日本の先進技術の世界への普及にも留意しつつ、主としてGHGの大幅な削減が見込まれる案件等に対する地球環境保全効果に着目した支援を行っています。

気候変動関連ファイナンスおよび
エンゲージメントに関する取組事例

気候変動関連ファイナンスの取組事例は「ウズベキスタンにおける太陽光発電・蓄電事業に対するプロジェクトファイナンス」(→P.29)、「インドにおけるバイオ燃料製造・発電事業に対する融資」(→P.30)、「米国法人TeraWatt Technologyへの出資」(→P.36、63)、「コートジボワールにおける地球環境保全プロジェクト向けクレジットライン」^(※1)および「ベナンにおける地球環境保全プロジェクト向けクレジットライン」^(※2)、エンゲージメントに関する取組事例は「AZEC推進に向けた取り組み」(→P.38) および「TICAD9の機会を捉えたアフリカ各国・域内金融機関との関係強化」(→P.39) をご参照ください。

※1 https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2025/press_00026.html
※2 https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2025/press_00054.html

グリーンボンド

JBICは、気候変動関連ファイナンスを通じて持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目指しており、同ファイナンスに必要な資金を調達することを目的として、2022年1月に日本の政府保証外債として初のグリーンボンドを発行しました。その後もユーロ建て政府保証外債および国内債(財投機関債)も含めて継続的に政府保証外債を発行し、

2026年1月にも米ドル建て政府保証外債を発行しています。グリーンボンドにより調達した資金は再生可能エネルギー事業をはじめとする適格事業に充当されます。なお、グリーンボンドは、市場でのシェア・知名度が高いSustainalytics Japan Inc.よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した厳格なフレームワークに基づいて発行しています。

発行実績

	JBIC50次債	JBIC55次債	JBIC60次債	JBIC64次債	JBIC67次債	第4回社債
発行年月	2022年1月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2026年1月	2024年5月
種類	政府保証外債					財投機関債
通貨	米ドル			ユーロ	米ドル	日本円
年限	5年			6年	5年	5年
クーポン	1.625%	4.375%	4.875%	2.625%	3.875%	0.639%
発行額	5億米ドル			5億ユーロ	5億米ドル	100億円

JBIC64次債／グローバルユーロ債

● 充当案件による年間CO₂排出削減量(推定)^{※1}

対象プロジェクトのカテゴリ	サブカテゴリ	発電容量 ^{※3} (MW)	送電容量 ^{※2,3} (MW)	推定年間CO ₂ 排出削減量 ^{※3} (tCO ₂)
再生可能エネルギー	太陽光発電・太陽熱利用	13		9,725.2
	風力発電(洋上・陸上)	621	379	405,747.8
合計		634		415,473.0

※1 再生可能エネルギーからのCO₂排出量はゼロとみなします。CO₂排出係数は国際エネルギー機関(IEA)の「CO₂ Emissions Factors 2024」から引用しています
※2 この数値は、送電分野のプロジェクトのインパクトを示しており、CO₂排出削減に寄与するものの、推定年間CO₂排出削減量の数値には反映されておりません。本プロジェクトへの充当額は約1億4,700万ユーロ(1ポンド＝1.20ユーロ)であり、これはサブカテゴリ「風力発電(洋上・陸上)」全体の30%を占めています
※3 「発電容量」、「送電容量」および「推定年間CO₂排出削減量」の数値は、JBIC融資分に基づき算出されます。融資割合は案件ごとに異なります

● 充当先の案件事例

フランスNoirmoutier洋上風力発電事業

プロジェクトファイナンス

- 融資金額(JBIC分): 約1,100百万ユーロ
- 民間金融機関と協調融資により実施

フランス西部Noirmoutier島より16.5kmのビスケー湾沖合において、発電容量約500MWの洋上風力発電所を建設・所有・運営するものです。商業運転開始後20年間にわたりフランス電力(Electricite de France)向けに売電します。



発行・実績等の詳細はこちらをご参照ください▶<https://www.jbic.go.jp/ja/ir/greenbond.html>

TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

JBICは、ESGポリシーにおいて気候関連財務情報開示の重要性を認識し、気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD)提言をふまえた情報開示を推進していくことを宣言しました。2022年度以降、JBICは、TCFD提言をふまえた開示を行っており、今後も適切な情報開示を行っていきます。

≫ ガバナンス

サステナビリティ推進体制

JBICでは、気候変動を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会による監督のもと、経営会議、サステナビリティ委員会、統合リスク管理・ALM委員会等で議論されます。詳細については、「サステナビリティ推進体制(→P.69)」をご参照ください。

≫ 戦略

気候変動問題への対応は国際経済社会にとって喫緊の課題であり、2015年12月に採択されたパリ協定を契機として、世界中で具体的な取り組みが加速的に進展してきました。カーボンニュートラルの達成に必要なグリーントランスフォーメーション(GX)や、脱炭素社会への移行に必要な事業・技術転換、新技術の確立にかかるイノベーション等に伴う新たなビジネス機会が拡大しており、JBICはこ

ベナン政府に対するクレジットライン

ソヴリンファイナンス

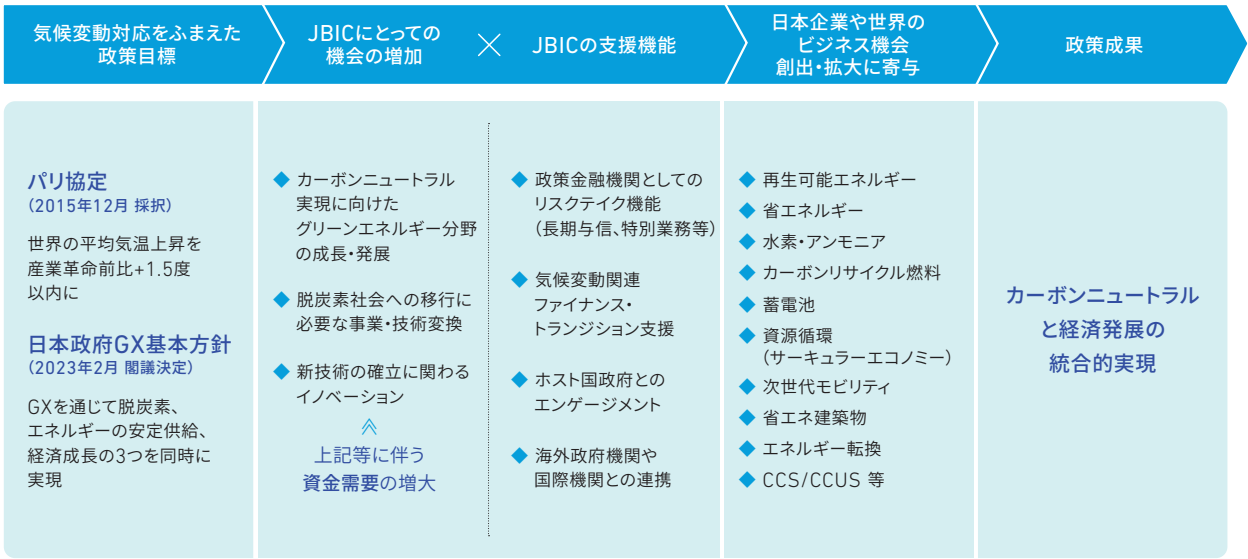
- 融資金額(JBIC分): 約15百万ユーロ
- 民間金融機関と協調融資により実施

GREENの一環として、以下の2つの事業に融資を行いました。1つ目は、太陽光発電施設を新設する事業です。2つ目は、小学校の屋根に太陽光パネルを設置し、未電化エリアにおける各世帯の電化をクリーン電源により実現する事業です。太陽光発電により充電したランタンを生徒に貸し出すことで、通学習慣の定着化を通じた初等教育の普及に貢献するだけでなく、GHGの排出削減につながることが期待されます。



TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

● 気候関連の機会に関する認識およびJBICのアプローチ



ESGポリシー(気候変動問題への対応方針)

JBICは、2021年10月にESGポリシーを公表し、その中で「気候変動問題への対応方針」を掲げました。本方針のもと、日本および国際経済社会の健全な発展に貢献する政策金融機関として、日本政府の方針等に基づき、気候変動関連ファイナンス等を通じて金融面から積極的に支援しています。また、パリ協定の国際的な実施に向けた貢献として、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、そして2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。

気候変動問題への対応方針

- ・パリ協定の国際的な実施に向けた貢献
2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求
- ・気候変動関連ファイナンスの強化
- ・TCFD 提言に基づく気候関連情報開示の推進
- ・環境社会に配慮した出融資等の取り組み

カーボンニュートラルの実現に向けたトランジションにかかる考え方

世界全体でのカーボンニュートラルの達成は、持続可能な経済成長の追求と両輪で取り組むべき課題です。また、昨今の国際情勢等を背景に不確実性が増幅する中で、世界各国、そしてさまざまなセクターにおいて脱炭素化を着

実に進めるには、各地域や業種の特性、エネルギー安全保障や地政学リスクの観点を考慮することも必要です。

JBICは、パリ協定の国際的な実施に向け、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求していますが、この取り組みは実体経済の脱炭素化の着実な実現に貢献しなければなりません。そのために、JBICは政策金融機関として日本政府の方針等をふまえつつ、上述した観点を考慮しながら、持続可能な脱炭素社会への多様な道筋を支援していくことが肝要であり、ネットゼロを目指す過程において、中長期的に実体経済の脱炭素化に資するものは積極的に支援を行う必要があると考えています。

特に脱炭素化に向けたエネルギートランジションにおいては、持続可能な脱炭素化の実現の観点から支援対象を見極めた上で、次世代技術・エネルギーにかかるイノベーションを含め多様なエネルギー源を活用した気候変動関連ファイナンスやトランジション支援等を包括的に提供することが重要です。

こうした認識のもと、JBICは今後も日本政府の方針等をふまえつつ、政策金融機関としての長期的かつ戦略的なリスクテイク機能や、ホスト国政府等との継続的なエンゲージメント、海外の政府機関・国際機関等との連携等を生かして、エネルギートランジションに資する案件形成を初期段階から支援し、多様なファイナンスで脱炭素化の取り組みを後押ししていきます。

➤ リスク管理

JBICは、気候変動に関するリスク(気候関連リスク)への対応の重要性を認識し、2023年に気候関連リスクに関する管理方針を定めました。同方針に基づき、気候関連リスクの認識・評価・管理の態勢整備を行っています。

リスク管理態勢

JBICは、気候関連リスクは、今後の地球環境変化や社会動向次第で発現する形や影響範囲が異なるフォワードルッキングなリスクであり、長期的・俯瞰的視点をもって対処する必要があるリスクであること、広範な波及経路でさまざまな時間軸で顕在化する可能性があるリスクであることを認識し、統合リスク管理の枠組みにおいてトップリスク(リスクが顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きい、特に注意すべきリスク事象)に指定の上、気候変動に関する社会・規制動向や化石燃料案件等を取り巻く環境変化・案件

動向のモニタリング等により包括的に管理を行っています。また、JBICの業務特性やポートフォリオの特徴に照らした重要度を定性的に評価した結果、JBICでは特に信用リスク(与信先の業績悪化等に伴う与信コストの増加)の重要性が高いことを認識し、優先的にリスク管理の態勢整備を進めています。

具体的な信用リスク管理の取り組みとして、JBICでは与信先の移行リスクおよび物理的リスクのシナリオ分析に取り組んでいます。また、JBIC与信額が相対的に大きく、炭素集約型セクターに該当する「電力」「エネルギー」「運輸」「鉄鋼」の4セクターを、重点的に気候関連リスクを把握する「重点管理セクター」に指定しています。脱炭素社会への移行に向けた各セクターの事業転換上の留意点等についてシナリオ分析を通じて把握し、個別案件管理としてはモニタリングや顧客対話等を通じた支援、ポートフォリオ管理としてはポートフォリオにおけるGHG排出量を測定し、削減等に向けた対応を進めています。

● 各リスクカテゴリで想定される気候関連リスク事象と時間軸

		リスク事象例	気候変動リスク	時間軸
信 用		炭素関連産業を中心に与信先の収益減少や炭素関連負担による業績悪化に伴う与信コストの増加	移行	中～長期
		異常気象による与信先の業績悪化や担保毀損に伴う与信コストの増加	物理的(急性)	短期
		長期的な気候変化による与信先の業績悪化や担保毀損に伴う与信コストの増加	物理的(慢性)	中～長期
市場・流動性		急激な移行や自然災害発生による、金融市場・コモディティ市場の混乱、それに伴う金融商品時価やコモディティ価格の変動	移行・物理的(急性)	短～中期
		移行リスクへの対応遅延に伴う風評悪化による資金調達コストの増加	移行	短～長期
オペレーショナル	有形資産	自然災害による本店や支店等の損害発生	物理的(急性)	短期
	風 評	気候変動問題への取り組み不足や情報開示対応遅れ等による風評悪化	移行	短期

シナリオ分析

JBICでは、気候変動がJBICのポートフォリオに与える影響を評価するために、移行リスク・物理的リスクのそれぞれについてシナリオ分析を実施しています。

シナリオ分析の考え方および分析前提

JBICでは、TCFD提言に沿う形で主に「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)」の気候シナリオを用いたシナリオ分析を実施しています。

NGFSシナリオでは、JBICの与信ポートフォリオの特性に照らした分析に必要な十分な粒度のデータが提供されていない地域やセクターが存在したこと、現時点で導入が見込まれている各セクターの脱炭素技術と、その各技術の導入や運用に要するコストおよび期待される排出削減効果等についてのデータが提供されていないこと等、シナリオ分析にあたってデータに関する制約があったことから、JBICは外部専門家と協働し、移行リスクについては

NGFSのNet Zero 2050シナリオ、物理的リスクについてはNGFSのCurrent Policiesシナリオと可能な限り整合させる形で、IEAや気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の他国際機関発表の気候シナリオや各種産業レポート、経済産業省による「トランジション・ファイナンスに関する技術ロードマップ」等を参照の上、関連データや推計等を一部補完として活用することで分析を行いました。

TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

移行リスク・物理的リスクのシナリオ分析では、分析対象期の与信ポートフォリオのエクスポージャー残高とリスクプロファイル構成比が2050年まで不変という前提を置いた上で、気候シナリオに基づく与信先の財務状況と信用格付評価、さらには与信コストへの影響をシミュレーション

推計しています。将来のエクスポージャー残高やリスクプロファイル構成比は、現時点で想定することが困難であるため、分析対象期のポートフォリオ断面を気候シナリオにおける将来の各時点で評価することで、将来に想定される気候変動影響を評価・把握する手法です(Static手法)。

● NGFSシナリオの概要

	Net Zero 2050	Current Policies	
ナラティブ	厳しい規制とイノベーションの進展により、温暖化を1.5℃に抑え、2050年ごろにはCO ₂ 排出ゼロを達成	現在実施されている政策のみが維持され、物理的リスクが高まる	
主な前提	気温上昇	2100年までに1.5℃未満	2100年までに3.0℃
	炭素排出量	2050年ネットゼロ	2050年時点でネットゼロ未達
	炭素価格	足元から2050年に向けて継続上昇	ほぼ上昇せず
	企業の脱炭素化に向けた取り組み	足元から事業転換が進む	ほぼ進まず

JBICが採用したシナリオとシナリオ分析の留意点

JBICが採用したNGFS等が公表しているシナリオは、JBICによる「将来予測」を示すものではなく、以下のような不確実性を伴うデータが使用されています。

- 炭素コストの負担方法等を含む一連の仮定には不確実な要素も多く含まれています。JBICでは、これらの仮定している要素やシナリオがどのような影響をもたらすか、その波及経路や程度等を評価・把握することを目的として分析を実施していますが、実際に実現する世界やGHG排出量削減にかかる道筋は、「仮定している要素」や「シナリオ」が示すものとは異なる可能性があります。
- 移行リスク分析では、現時点で将来的に導入が見込まれている各セクターの脱炭素技術と、その各技術の導入や運用に要するコストおよび期待される排出削減効果等について、IEA等の技術レポート等を参考に、外部専門家の助言を得つつ考慮・推計の上、与信先の財務への影響を推計しました。本シナリオ分析の結果に関しては、当該技術の実現可能性に関する評価は行っていないこと、将来技術に関する見通しは相対的に信頼性が低くなっていること、また将来の各国政策変更等によって各技術の導入時期や競争力等に影響が出る可能性は考慮していないこと等に留意が必要です。
- 物理的リスク分析に関しては、災害予測データには発生確率等の不確実性を伴うデータが利用されていること、また分析対象先の現在または将来の防災対策等は考慮していないこと等に留意が必要です。

JBICは、株式会社国際協力銀行法に定める業務分野および政策目的に合致する資金使途であることを確認の上、個別案件ごとに与信を実行することを原則としているため、実際には将来のポートフォリオ構成は分析対象期のポートフォリオ構成と異なることが見込まれます。

またJBICは、G7エルマウ首脳声明および日本政府の方針のもとで化石燃料案件への対応を行っており、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。JBICの石炭火力発電向け与信に関しては、エクスポージャー残高が段階的に減少することは明らかであるため、エクスポージャー残高とリスクプロファイル構成比が2050年まで不変という前提は採用せず、時間の経過とともにエクスポージャー残高が減少することを前提として分析を実施し、石炭火力発電向け与信以外に関しては、エクスポージャー残高とリスクプロファイル構成比が2050年まで不変という保守的な前提を置いて分析を実施しました。

シナリオ概観

JBICが行っている気候関連リスクに関する、シナリオ分析の概要は、P.79の表のとおりです。

● 気候変動シナリオ分析の概要

	移行リスク	物理的リスク
シナリオ	NGFS Net Zero 2050シナリオ	NGFS Current Policiesシナリオ
分析対象セクター	エクスポージャーの大きい以下の先 ・ソヴリン ^{※1} ・電力、エネルギー、鉄鋼、自動車、空運および商社セクターの国内・海外事業法人 ・電力、エネルギー等の海外プロジェクトファイナンス	エクスポージャーの大きい以下の先 ・ソヴリン ^{※2} および海外事業法人等 ^{※3} ・海外プロジェクトファイナンス ^{※4}
分析手法	・個社レベルのボトムアップ手法で分析 ・信用格付への影響を分析の上、与信コスト増加額を推計	・ソヴリンへの影響を起点に該当国に所在する与信先への波及影響を評価したトップダウン手法と、個社レベルのボトムアップ手法 ^{※5} を組み合わせで分析 ・信用格付への影響を分析の上、与信コスト増加額を推計
分析期間	2025年3月末を基準とし、2050年まで	
分析結果	累計与信コスト増加額 最大5,075億円	累計与信コスト増加額 最大207億円

※1 化石燃料輸出入規模の大きい国を対象 ※2 気候変動影響が大きい国を対象 ※3 分析対象国に所在する与信先を対象 ※4 気候変動影響が大きい与信先を対象
※5 重要性の高い与信先を対象

移行リスク分析の考え方

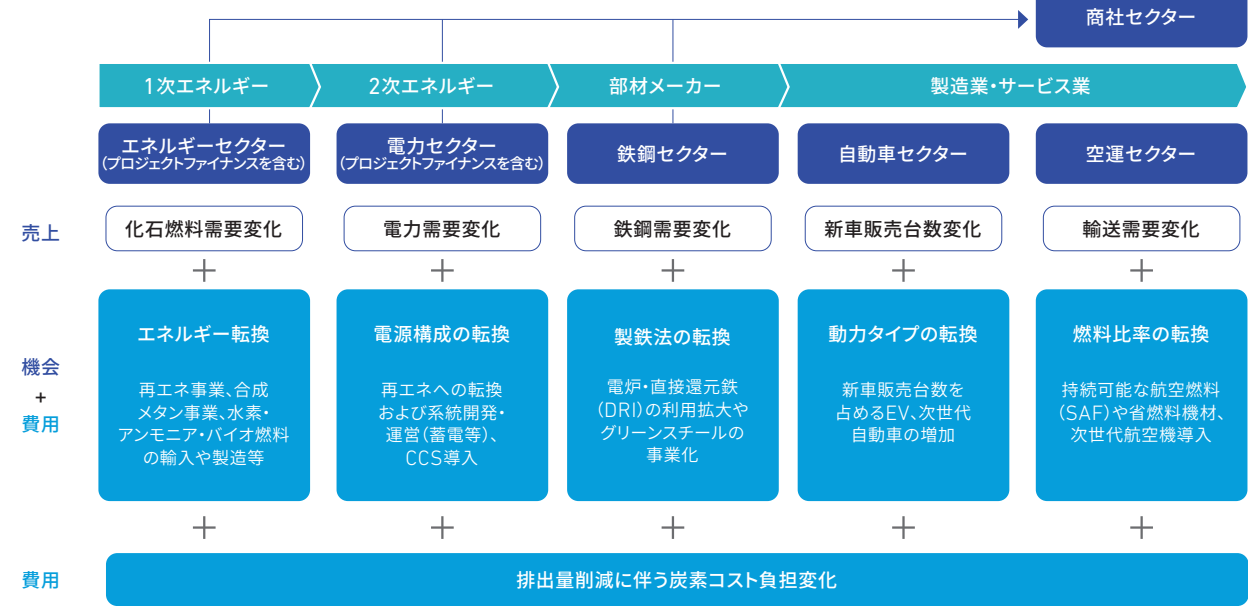
(1)シナリオ分析アプローチ

JBICは、政策金融機関として民業補完を旨とする業務特性から大型の長期与信案件が多く、特定の地域やセクターまたは与信先の信用力変化の影響を受けやすいポートフォリオの特徴を有しています。こうした特徴をふまえ、気候変動がもたらし得るリスク・機会の影響評価にあたっては、個別与信先レベルでの財務シミュレーションを行うボトムアップ・アプローチを採用しました。移行リスクのシナリオ分析において、想定した具体的な収益構造への波及経路は下図のとおりです。

(2)シナリオ分析結果

移行リスクに関するNGFS Net Zero 2050シナリオに基づくシナリオ分析の結果、2050年までの累計与信コスト増加額は5,075億円と推計されました。中長期的には相応のコスト負担となる可能性があるものの、短期的にはJBICの財務健全性に及ぼす影響は限定的なものにとどまる結果です。また、Net Zero 2050シナリオがグローバルで短期的かつ急激に加速する場合を想定したJBIC独自の短期影響シナリオを併せて分析することで、上記結果に追加される短期的なストレス事象・特徴等の把握も行っています。

● 移行リスクの各セクターへの波及影響の例



TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

物理的リスク分析の考え方

(1)シナリオ分析アプローチ

JBICのポートフォリオは、日本以外の国における案件、外国政府・政府機関や海外企業向けの案件への出融資が占める割合が大きいという特徴をふまえ、物理的シナリオ分析では、日本を除く各国ソヴリンの気候変動による物理的影響評価を起点として、当該国に所在する与信先への波及影響を評価したトップダウン・アプローチと、個別与信先レベルの物理的影響評価を行うボトムアップ・アプローチを組み合わせ、分析を行いました。

(2)シナリオ分析結果

JBICは、NGFS Current Policiesシナリオに基づきソヴリン、海外事業法人およびプロジェクトファイナンスを対象に実施した物理的リスクに関するシナリオ分析の結果、2050年までの累計与信コスト増加額は最大207億円と推計され、JBICの財務健全性に及ぼす影響は限定的なものにとどまる結果となりました。

また、ボトムアップ分析によって、個別与信先における被害傾向等は以下のとおり把握しています。

① プロジェクトファイナンス

プロジェクトファイナンス案件はグローバルに点在していますが、北米と南～東南アジア、オセアニアが地域的に

リスクの集中が見られ、特に暴風・河川洪水・森林火災のリスクにさらされている可能性等が確認されました。

各案件においては各種損害等が発生した際に財務的な手当が行われるよう適切な保険付保や債権保全策を講じており、プロジェクトの収益性に与える影響および与信コストを低減する可能性が高いことが確認されました。

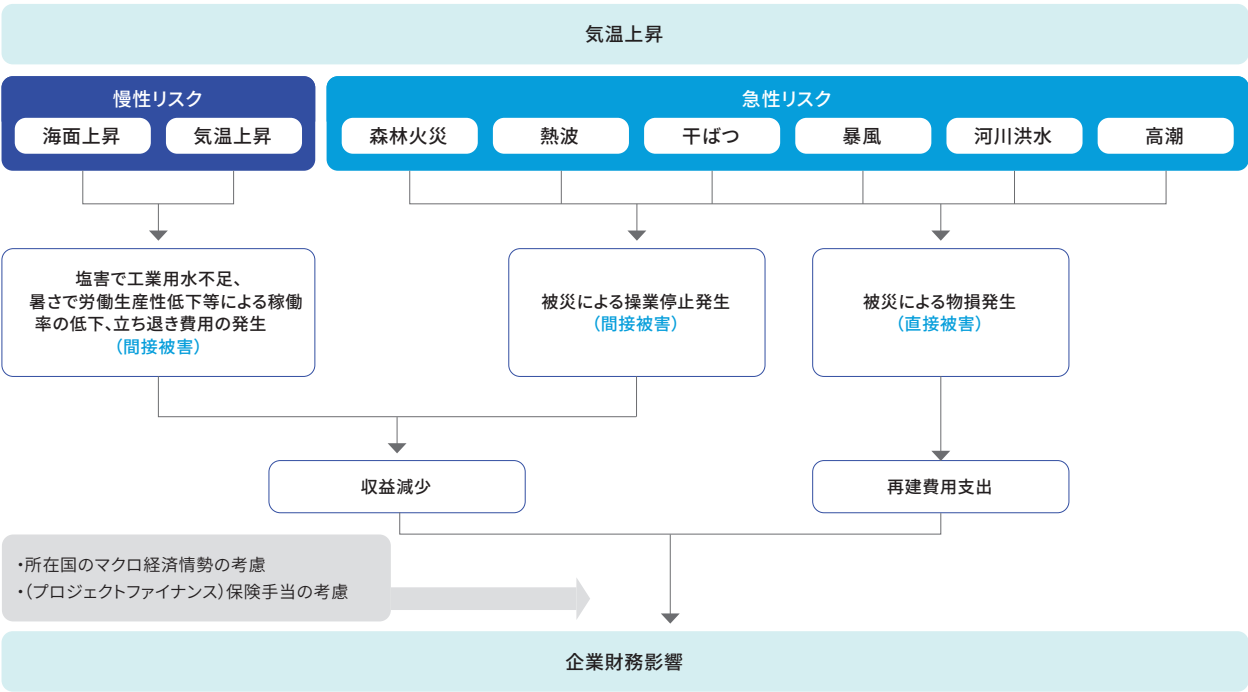
② 事業法人

JBICの与信先が多く所在するアジア各国では、JBICによる与信先の工場等の営業拠点自身の被災のみならず、サプライチェーン上の要路である港湾や空港、アクセス道路等の関連インフラが被災するリスクにさらされており、これらの間接リスクも事業継続に大きな影響を及ぼすことが確認されました。

各案件においては、各種損害等が発生した際に親会社等からの信用補完を含む財務的な支援が見込まれており、与信コストを低減する可能性が高いことが確認されました。

ただし、これらのプロジェクトや与信先への影響をより正確に把握するためには、詳細な気象データ、各プロジェクトの気候影響緩和策・適応策の有無や具体策、各種保険条件等をさらに詳細に調査し分析評価する必要があります。また、気候変動等に伴う自然災害の動向が保険市場に影響を与え得る点には留意する必要があります。

● 急性リスク・慢性リスクの波及経路



今後の対応

移行リスクに関しては、NGFSシナリオ等のシナリオ前提やパラメータ想定に基づくと、分析対象ポートフォリオの各与信先は、中長期的に、脱炭素社会への移行に向けた事業転換に伴う投資負担が相応に見込まれる可能性、またGHG排出量の削減状況に応じた炭素コストの負担が相応に見込まれる可能性等が確認されました。

物理的リスクに関しては、その与信コストがJBICの財務健全性に及ぼす影響は限定的であるものの、分析対象ポートフォリオの各与信先は所在国拠点のほか、周辺インフラの被災リスクを相応に抱えていることが明らかになりました。

シナリオ分析の結果から、移行リスクについては各国政府や与信先各社との対話・エンゲージメントを継続し、脱炭素化に向けた取り組みが計画どおりに行われるように気候変動関連ファイナンス等を通じた支援の重要性、また物理的リスクについては自然災害のリスクに備えたサプライチェーンの強靱化、被災時の早期復旧や防災等の観点をふまえたインフラ導入の可能性を含む投資環境整備等に関する支援の重要性を、それぞれ確認しました。

シナリオ分析は、気候変動がJBICのポートフォリオに将来にわたって与える影響を評価し、気候変動に関するさまざまな将来の状態に対するリスク管理の柔軟性やレジリエンスを高めるために今後も活用していく方針です。より有効な活用を目指し、今後も分析手法やデータ活用方法の改良に向けた不断の取り組みを行っていきます。

石炭火力発電案件への取り組み

カーボンニュートラルの実現には、地域・業種特性、エネルギー安全保障や地政学的観点等を考慮し、多様な道筋をふまえたトランジション支援が重要です。JBICでは、化石燃料案件については、1.5℃目標やパリ協定の目標への整合性を確認するなど日本政府の方針に則って適切に対応するとともに、ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントに加え、海外の政府機関・国際機関等とも連携するほか、排出削減措置のない石炭火力発電への支援を停止しています。

石炭火力発電プロジェクトファイナンス案件の残高※は2026年3月末時点で1兆2,303億円（JBIC出融資・保証残高の約7％）となっており、これについては2040年代初頭にゼロを見込んでいます。

※ 貸出残高および保証残高を含みます

➤指標と目標

気候変動関連ファイナンス

JBICでは、脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立に向けた取り組みを推進するために、第5期中計において「持続可能な未来の実現」を重点取組課題の一つとして掲げ、「カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献」にかなう案件の承諾・取組件数を指標として設

定しています。この指標に関しては、各年度の目標件数を設定の上、経営会議で進捗状況をモニタリングしています。また、取締役会にも定期的に報告され、中計等戦略の実施状況に対する監督が行われています。

● 気候変動関連ファイナンス※の2025年度実績

案件形成にかかる取組件数（目標）	承諾件数（目標）	協調融資総額
24件（19件）	31件（38件）	36,325億円

※ 気候変動関連ファイナンスの内容は第5期中計の重点取組課題I「持続可能な未来の実現」の取組目標①「カーボンニュートラルと経済発展の統合的実現への貢献」に基づきます

第5期中期経営計画の詳細についてはこちらをご参照ください
▶ <https://www.jbic.go.jp/ja/about/plan.html>

温室効果ガス(GHG)排出量

JBICでは、気候関連リスク・機会を評価・管理するための指標として、GHG排出量の計測についての分析・検討を進めています。

自らのGHG排出量削減に向けた取り組み

JBICは2021年10月に策定したESGポリシーのもと、2030年までの自らのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。JBICの自らのGHG排出量（2025年度）は下表のとおりです。

今後も、Scope1（自社の直接排出）およびScope2（他社から供給された電気や熱・蒸気の使用に伴う間接排出）におけるGHG排出量の削減策の検討・実施を進めていきます。

2025年度、JBICのScope1、2における主要な排出源は本店ビル等の執務室における電力利用でした。電力消費によるGHG排出量を削減するために、本店ビル等の電力調達について、再生可能エネルギーを含む電力供給事業者との契約を締結しています。今後も、継続的に再生可能エネルギー由来の電力調達に努めていきます。

なお、Scope3の出張カテゴリについても、2022年度から算定に関する検討を進めています。

● GHG排出量の2025年度実績

計測項目	2025年度 (t-CO ₂)	〔参考〕2024年度 (t-CO ₂) ※2	目標
GHG排出量※1	512.0	902.1	
Scope1	386.7	338.3	2030年 ネットゼロ
Scope2	125.3	563.8	

※1 集計範囲は本店、大阪支店、経団連オフィス、研修会館、システムバックアップセンター、海外駐在員事務所です。Scope1はガソリン、軽油および都市ガスを集計しています。Scope2は電気（マーケット基準）を集計しています。GHG排出量の算定には、Scope1は算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧の排出係数を、Scope2は電気事業者別排出係数（特定排出者のGHG排出量算定用）およびIEAの定める国別排出係数を使用しています

※2 算定方法を精緻化したことに伴い、統合報告書2025に掲載した数値から変更が生じています

TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

投融資ポートフォリオのGHG排出量について

JBICは気候変動対策における金融機関の役割の大きさを認識し、ESGポリシーのもと、パリ協定の国際的な実施に向け、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しています。

特に脱炭素社会に向けたエネルギー移行は、先進国だけでなく新興国・開発途上国において急務となっています。しかし、その道筋は一つではなく、地域・業種特性、エネルギー安全保障や地政学的観点等をふまえた包括的なトランジション支援を行うことが重要です。JBICは、投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求しつつ、

ホスト国政府等との継続的なエンゲージメントや海外の政府機関・国際機関等との連携等を通じて、新興国・開発途上国における脱炭素社会に向けたエネルギー移行を加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献していきます。

JBICは、バリューチェーンにおいて発生する間接的なGHG排出量 (Scope3) のうち、投融資ポートフォリオにかかるFinanced Emissions (Category15) について重要性があると判断し、開示しています。投融資ポートフォリオの2024年度GHG排出量実績 (Mt-CO₂) は以下の表のとおりです。

● 投融資ポートフォリオの2024年度GHG排出量実績 (Mt-CO₂)

セクター分類	残高 (億円)	Financed Emissions		データクオリティスコア(DQS)		計測 カバー率
		Scope 1+2 (Mt-CO ₂ e)	Scope 3 (Mt-CO ₂ e)	Scope 1+2	Scope 3	
石油およびガス	38,682	14.8	118.6	2.4	2.4	100%
石炭	0	0.0	0.0	—	—	—
電力ユーティリティ	35,705	51.2	6.0	1.9	3.4	100%
航空貨物	435	0.0	0.0	4.1	4.1	100%
旅客空輸	9,240	0.1	3.2	1.9	1.9	100%
海上輸送	1,107	0.5	0.2	1.4	1.5	100%
鉄道輸送	2,883	0.1	0.0	1.9	1.9	100%
トラックサービス	0	0.0	0.0	—	—	—
自動車および部品	10,030	0.1	9.9	2.1	2.1	100%
金属・鉱業	16,034	10.0	11.3	2.7	2.6	100%
化学	3,624	0.9	0.9	4.5	4.5	100%
建設資材	299	0.0	0.1	4.0	4.0	100%
資本財	3,040	0.0	0.4	4.1	4.1	100%
不動産管理・開発	110	0.0	0.0	4.5	4.5	100%
飲料	300	0.0	0.1	4.0	4.0	100%
農業	181	0.2	0.1	5.0	5.0	100%
加工食品・加工肉	709	0.6	0.3	4.0	4.0	100%
製紙・林業製品	637	0.1	0.1	4.0	4.0	100%
その他	33,880	2.1	4.5	4.4	4.4	100%
合計	156,894	80.8	155.7	2.8	3.1	100%

(※) データクオリティスコアは、PCAFにおけるGHG排出量のデータ品質に応じて、各プロジェクト／企業／事業等の投融資残高により加重平均の上、算出しています。計測カバー率は、各セクターへの対象残高においてFinanced Emissionsを計測できた割合を示します

算定概要

- 対象アセット：
貸出（コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス）および出資
- 対象セクター：
TCFD提言における開示推奨項目等に基づいた18セクターおよびその他セクター

● 計算式：

● プロジェクトファイナンス（※1）

各プロジェクトのGHG排出量（※2） × JBICの投融資残高 / 各プロジェクトの純資産+有利子負債

● コーポレートファイナンス（※1）

各企業のGHG排出量（※2） × JBICの投融資残高 / 各企業の純資産+有利子負債（上場企業はEVIC）

※1 出資は資金使途に基づきプロジェクトファイナンスまたはコーポレートファイナンスに区分しています

※2 可能な範囲で、GHG排出量はScope1、2、3の全てを捕捉しています。GHG排出量の入手が困難な場合は、推計しています（推計に使用した主要なデータソースは、「GHG排出量のデータソース」を参照）

- 対象年度：
 - JBICの投融資残高：2025年3月末時点
 - 投融資対象プロジェクトおよび企業のGHG排出量・財務データ：算定時点で取得可能な直近決算期データ

- GHG排出量のデータソース（※3）：
 - 開示値：企業の開示データ、企業へのヒアリングデータ等（DQS1-2）
 - 推計値：企業へのヒアリングに基づく生産量データおよびIEA等の統計値（DQS3）、PCAFデータベースの排出係数（DQS4-5）等

※3 カッコ内は、PCAFのデータクオリティスコアにおける相当スコアを指します

留意事項

- 算定結果の変動について
GHG排出量のデータソースにおける数値変更、PCAFスタンダードの改定、計測実務上の定義変更や高度化等、さまざまな要因により将来的に算定結果が大きく変動する可能性があります。
- 二重計上について
Scope1、2、3は定義上、複数のセクターや企業が同一のGHG排出量を多重に計上し得るものです。例えば、石油およびガスセクターのScope3は電力ユーティリティセクターのScope1と重複、さらに電力ユーティリティセクターのScope1は電力を使用するあらゆるセクターのScope2と重複しています。金融機関が複数セクターに投融資する場合に重複分は相殺されないため、何重にもカウントされます。

JBICは、2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロ追求に向けた計画の策定を進めています。今後も、算定・モニタリングの分析を継続しつつ、同計画の策定・運用に向けた検討を進めていきます。

投融資ポートフォリオの削減貢献量

昨今、脱炭素ポテンシャルを評価する補完的な指標として「削減貢献量 (Avoided emissions)」が注目されています。削減貢献量は、ある製品・サービスが存在しない場合と比較した際の排出削減インパクトを定量化するものです。GHG排出実績を評価するFinanced Emissionsのみでは、低炭素製品・サービスの普及を支援する際にその貢献度が適切に評価されないといった問題意識に対応していこうとするものです。

他方で、削減貢献量は発展途上の分野であり、現時点で算定手法に関するグローバルスタンダードは確立されていません。ある製品・サービスが存在しない場合とのGHG排出量の差分を算定するという考え方であるため、その妥当性の証明が難しく、データアベイラビリティの制約や二重

計上（複数の企業が同一製品・サービスに対して算定する等）といった課題もあります。

JBICは、地域・業種特性、エネルギー安全保障や地政学的観点等をふまえた包括的なトランジション支援を行っていますが、削減貢献量の指標としての課題を十分認識しつつも、JBICの取り組みが脱炭素社会に向けたエネルギー移行につながることを示す重要な指標であると考えています。2025年度より、投融資ポートフォリオにおける削減貢献量の試行的算定を開始し、再生可能エネルギー発電、省エネ／高効率機器導入および低炭素水素製造案件による年間削減貢献量を算定しました。ただし、データアベイラビリティ等に鑑み、今般の削減貢献量算定はJBICの投融資ポートフォリオの一部を対象としたものであり、算定対象とした分野の該当する案件を全て捕捉しているわけではない点にご留意ください。算定にあたり、WBCSDガイダンスにおけるYear-on-yearアプローチおよびPCAFガイダンスのFinanced avoided emissions等を参考にしています。なお、削減貢献量はFinanced Emissionsとは異なる指標であるため、これら数値を比較したり、相殺したりすることを意図したものではありません。また、算定結果につき、第三者検証等は取得していません。

投融資ポートフォリオの2024年度の削減貢献量 (t-CO₂e) は以下の表のとおりです。

● 投融資ポートフォリオの2024年度の削減貢献量 (t-CO₂e)

算定アプローチ	対象分野	2024年度 (t-CO ₂ e)
Year-on-year	再生可能エネルギー発電	2,376,815
Year-on-year	省エネ／高効率機器導入	139,470
Year-on-year	低炭素水素製造	112

再生可能エネルギー発電

- 対象：算定年度に稼働中の再生可能エネルギー発電案件（プロジェクトファイナンスのみ）
- 考え方：JBICファイナンスを通じて発電した再生可能エネルギー由来電力が既存発電所で発電される電力を代替すると仮定
- 算定式：

(年間発電量×オペレーティング・マージン排出係数（※1）)×JBIC投融資割合（※2）

省エネ／高効率機器導入

- 対象：算定年度に承諾済みの省エネ／高効率機器導入案件のうち、データ取得が可能な案件
- 考え方：JBICファイナンスを通じて導入した省エネ／高効率機器等が従来機器等の使用によるGHG排出を削減すると仮定
- 算定式：

(年間電力削減量または年間燃料削減量×全電源排出係数（※3）)×JBIC投融資割合（※2）

TCFD提言をふまえた気候関連の情報開示

低炭素水素製造

- **対象**：算定年度に稼働中の低炭素水素製造案件
- **考え方**：JBICファイナンスを通じて製造した低炭素水素が従来の化石燃料由来水素を代替すると仮定
- **算定式**：

$$\left(\text{化石燃料由来水素と低炭素水素のライフサイクル排出量の差分}^{(\ast 4)} \times \text{年間低炭素水素製造量} \right) \times \text{JBIC投融資割合}^{(\ast 2)}$$

※1 再生可能エネルギー発電所等の新規稼働に伴い、発電量が削減される既存発電所の排出係数を指します。PCAFガイダンスに則り、International Financial Institutionsの国別排出係数を使用しています
※2 Financed Emissionsと同様に、PCAFに則り投融資割合を算定していますが、データアベイラビリティ等の制約により一部簡易的に算定する場合があります
※3 IEAの国別排出係数を使用しています
※4 プロジェクト固有のデータが入手できない場合は、原則としてIEAの公表データ(上流・中流からのCH4およびCO2排出量、直接排出量を含む)を使用しています

今後も、世界全体でのカーボンニュートラル実現に向けて、国内外の議論等をふまえつつ、削減貢献量といった指標の活用についても先駆的に取り組んでいきます。

試行的算定の紹介

JBICは、削減貢献量の算定対象拡大にも取り組んでいます。データアベイラビリティの限界や将来推計の品質担保といった課題等を認識しつつ、WBCSDガイダンスにおけるForward-lookingアプローチおよびPCAFガイダンスのExpected avoided emissions等を参考に、以下の表のとおり試行的に算定を行いました。今後も、削減貢献量の指標としての課題を十分認識しつつ、脱炭素社会に向けたエネルギー移行への取り組みの一つの指標として、削減貢献量の検討を進めていきます。

● 投融資ポートフォリオの2024年度の削減貢献量の試行的算定結果(t-CO2e)

算定アプローチ	対象分野	2024年度(t-CO2e)
Year-on-year	高効率ガス火力発電	1,628,049
Forward-looking ^(※)	送配電敷設による低炭素電源拡大	1,483,580
Forward-looking ^(※)	鉱物開発 (EVバッテリー用途)	352,337
Forward-looking ^(※)	EV製造	177,171

(※) Forward-lookingアプローチ対象案件では、PCAFガイダンスを参考に、耐用年数またはプロジェクト期間にわたる累積削減貢献量を年次換算した上で、承諾年度から融資期間にわたり毎年計上しています

高効率ガス火力発電

- **対象**：算定年度に稼働中の高効率ガス火力発電案件
- **考え方**：JBICファイナンスを通じて発電した高効率ガス火力発電所由来電力が既存発電所で発電される電力を代替すると仮定
- **算定式**：

$$\left\{ \frac{\text{年間発電量}}{\text{}} \times \left(\frac{\text{オペレーティング・マージン排出係数}^{(\ast 1)}}{\text{}} - \frac{\text{燃料別排出係数}^{(\ast 2)}}{\text{}} \right) \right\} \times \text{JBIC投融資割合}^{(\ast 3)}$$

送配電敷設による低炭素電源拡大

- **対象**：算定年度に承諾した送配電敷設案件
- **考え方**：JBICファイナンスにより設置した送配電設備を通じて、再生可能エネルギー・原子力由来電力が既存発電所で発電される電力を代替すると仮定。多くの国々で電力セクターの脱炭素化が推進され、将来的な電力排出係数の低減が想定されるため、ベースラインは耐用年数またはプロジェクト期間にわたり一定割合で低減させる。

- **算定式**：

$$\sum_{t=1}^n \left(\frac{\text{送配電敷設により、初年度からt年度目に新規接続される低炭素電源容量}}{\text{}} \times \frac{\text{設備利用率}^{(\ast 4)}}{\text{}} \times \frac{\text{送電効率}^{(\ast 5)}}{\text{}} \times \frac{\text{オペレーティング・マージン排出係数}^{(\ast 6)}}{(1+r)^{t-1}} \right) \times \text{JBIC投融資割合}^{(\ast 6)}$$

n=耐用年数またはプロジェクト期間
r=IEAの表明政策シナリオ等に基づく割引率

鉱物開発 (EVバッテリー用途)

- **対象**：算定年度に承諾した鉱物開発案件
- **考え方**：JBICファイナンスにより採掘された鉱物が一定割合でEVバッテリー製造に使用されることでEV製造に貢献し、ガソリン車を代替すると仮定。なお、ベースラインをガソリン車と置くことの妥当性については定期的に見直し予定。

- **算定式**：

$$\sum_{t=1}^n \left(\frac{\text{ICEVとEVのライフサイクル排出量の差分}^{(\ast 7)}}{\text{}} \times \frac{\text{EV製造台数}^{(\ast 8)}}{\text{}} \times \frac{\text{バッテリー1台あたりの鉱物重量割合}^{(\ast 4)}}{\text{}} \right) \times \text{JBIC投融資割合}^{(\ast 6)}$$

EV製造

- **対象**：算定年度に承諾したEV製造案件 (主要部品等の製造案件含む)
- **考え方**：JBICファイナンスにより製造されたEVが (もしくは主要部品等がEV製造に貢献し)、ガソリン車を代替すると仮定。なお、ベースラインをガソリン車と置くことの妥当性については定期的に見直し予定。

- **算定式**：

$$\sum_{t=1}^n \left(\frac{\text{ICEVとEVのライフサイクル排出量の差分}^{(\ast 7)}}{\text{}} \times \frac{\text{t年度目におけるEV製造台数}^{(\ast 8)}}{\text{}} \right) \times \text{JBIC投融資割合}^{(\ast 6)}$$

※1 再生可能エネルギー発電所等の新規稼働に伴い、発電量が削減される既存発電所の排出係数を指します。PCAFガイダンスに則り、International Financial Institutionsの国別排出係数を使用しています
※2 IEAの燃料別排出係数 (ガス) を使用しています
※3 Financed Emissionsと同様に、PCAFに則り投融資割合を算定していますが、データアベイラビリティ等の制約により一部簡易的に算定する場合があります。
※4 プロジェクト固有のデータが入手できない場合は、原則として類似プロジェクトまたは一般的と考えられる製品規格等に関するデータを使用しています
※5 プロジェクト固有のデータが入手できない場合は、原則として世界銀行グループの国別公表データを使用しています
※6 Forward-lookingアプローチ対象案件の投融資割合は、便宜上、承諾年度の全額貸出を前提とし、算定期間にわたり固定としています。
※7 原則としてIEAの公表データ (車体・バッテリー・エネルギー製造、燃料燃焼時の排出量を含む) を使用しています
※8 EV製造台数は、「JBIC融資開始後t年度目における年間採掘量×品位率×EV向け割合÷EV1台当たりの鉱物量」で算定しています。品位率、EV向け割合およびEV1台当たりの鉱物量について、プロジェクト固有のデータが入手できない場合は、原則としてIEAの公表データや類似プロジェクトのデータ等を使用しています

TNFD提言をふまえた自然関連の情報開示

2023年9月に公表された自然関連財務情報開示タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD) の提言をふまえ、自然関連情報に関し以下のとおり開示します。

➤ JBICにおける自然資本

自然資本に対する考え方

JBICは4つのミッションの一つに、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」を掲げています。また、2021年10月に公表したESGポリシーでは、国際経済社会の持続可能な発展や地球規模課題の解決というグローバルなサステナビリティの実現に向け、積極的に貢献していく旨を表明しています。

また、JBICは第5期中期経営計画 (中計) の重点取組課題の一つに「持続可能な未来の実現」を掲げ、「自然資本の保全・回復」を含む、「持続可能な成長に向けたホスト国の社会課題解決に資する事業」の支援を行っていくとともに、サステナビリティ関連情報開示を含む取り組みの高度化等、「サステナビリティ経営の責任ある実行」を推進していく旨を表明し、各種取組を進めています。

JBICと自然資本との関係性

企業の活動は自然資本に依存し、影響を与えています。JBICは、自らの事業活動に加え、投融資先の事業活動を通じて自然資本に依存し、影響を与えています。持続可能な未来の実現に向けた取り組みを進める上で、JBICは自然資本との依存・影響の関係を把握するとともに、リスクを適切に認識・管理し、機会を追求することが重要であると認識しています。

➤ ガバナンス

ガバナンス体制

JBICでは、自然資本を含むサステナビリティに関する重要事項は、取締役会等による監督のもと、経営会議やサステナビリティ委員会等で議論されます。詳細については、「サステナビリティ推進体制」 (→P.69) をご参照ください。

自然資本に関連する人権方針・エンゲージメント活動

JBICでは、自然資本への依存・影響、リスク・機会への対応において、投融資先における先住民・地域社会等の影響を受けるステークホルダーへの配慮に取り組んでいます。詳細については、「人権尊重の取り組み」 (→P.87) および「環境社会配慮ガイドライン」 (→P.70) をご参照ください。

➤ 戦略

ネイチャーポジティブ実現に向けた取り組み

森林・土壌・水・大気・生物資源等の自然資本は人類の経済活動の基盤であり、多くの産業が自然資本に依存するとともに影響を与えています。しかし昨今、自然資本は世界的に毀損・減少しており、当該損失は企業・金融システム・経済・社会に深刻なリスクをもたらしているとされています。

このような中、2022年12月には昆明・モンリオール生物多様性枠組 (GBF) が採択され、日本政府を含めた約200の政府が、2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動を取ることにコミットしました。

GBFには「あらゆる資金源から、年間2,000億ドル動員、先進国から開発途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 (ターゲット19)」等、金融の果たすべき役割に関連する目標も掲げられており、金融機関に対し、ネイチャーポジティブに取り組み、国際経済社会の基盤である自然資本を守り、長期的な経済・社会の安定と持続可能な成長を支えることが期待されています。

こうした認識のもと、JBICは日本政府の方針等もふまえつつ、政策金融機関として民間資金を動員しながら、多様な金融手段や長期的かつ戦略的なリスクテイク機能を通じて、ネイチャーポジティブに向けた取り組みを後押ししていきます。また、ネイチャーポジティブという地球規模課題に対応するには、業界や国境を越えた協働が必要不可欠です。JBICは政策金融機関として長年培ってきたグローバルネットワークを駆使し、ホスト国政府等とのエンゲージメントや海外の政府機関・国際機関等との連携を通じて、課題解決への貢献を目指していきます。

自然関連分野の出融資・エンゲージメント事例については、「アンティグア・バーブーダにおける小規模分散型水循環システムの製造・販売事業に対する融資」 (→P.35) および「サブサハラ・アフリカ地域／液化石油ガス (LPG) 事業に対する融資」 (→P.39) をご参照ください。

TNFD提言をふまえた自然関連の情報開示

LEAPアプローチに基づく分析

JBICは、自らの事業活動に加え、投融資事業を通じて、自然資本へ依存し影響を及ぼしています。そのため、投融資先の自然資本への依存や影響を把握し、リスクを適切に管理し、機会を理解することが、重要であると認識しています。

JBICは、LEAPアプローチに基づき、自然の観点をふまえた自社の投融資ポートフォリオの状況を把握した上で、自然との接点が大きいと認識されたセクターに該当する個別投融資案件について自然への依存・影響、リスク・機会を分析しました。

分析の結果、環境社会配慮ガイドラインに基づく審査・モニタリングや事業性審査等の過程で、投融資先へのエンゲージメントも実施しつつ、自然資本に関するリスクの回避・緩和等適切な対応策が講じられていることが確認されました。

JBICとしては、TNFDが推奨している依存・影響・リスクの認識、地域性の考慮、必要に応じたバリューチェーンの考慮および対応策の確認においても有用であることが確認された環境社会配慮ガイドラインに基づき、今後も適切な対応を継続していきます。

➤ リスク管理

投融資におけるリスク管理

JBICでは、サステナビリティ実現に向けて、ESGポリシーを策定するとともに、環境社会配慮ガイドラインに基づき、JBICの行う全ての出融資・保証プロジェクトにおいて、借入人およびプロジェクト実施主体者が、自然資本・生物多様性を含む環境や社会面への影響を回避または最小化するための最善策を講じ、適切な環境社会配慮がなされていることを確認しています。また、JBICは環境に及ぼす影響の大きさ等に応じ、環境レビューが必要となるプロジェクトを特定し、環境社会配慮ガイドラインに基づくセクターごとの環境チェックリストを用いて、プロジェクトごとの自然関連リスクの特定・評価・管理を行っています。

JBICは、これらの自然関連リスクについて、プロジェクトの性質に応じて、適切な配慮がなされているかという観点から確認をしています。具体的には、水、大気、土壌等に対する汚染対策、生態系および生物相に対する著しい転換または劣化の回避・緩和策等、適切な対策がなされているかを確認しています。また、プロジェクト周辺の住民や先住民族への影響を確認し、適切な対策等がとられているかも確認しています。これらの確認は、TNFD提言における自然関

連リスク管理の考え方にも沿った形で、JBIC環境社会配慮ガイドラインに基づき従前より実施されているものです。

➤ 指標・目標

持続可能な未来の実現に関連するファイナンス

JBICでは、第5期中計において「持続可能な未来の実現」を重点取組課題の一つとして掲げ、関連案件の承諾・取組件数を指標として設定しています。この指標に関しては、各年度の目標件数を設定の上、経営会議で進捗状況をモニタリングしています。また、取締役会にも定期的に報告され、中計等の戦略の実施状況に対する監督が行われています。詳細については、「2026年度事業運営計画 重点取組課題Ⅰ」(→ P.26) をご参照ください。

➤ 今後に向けて

JBICは、自然資本に関する取り組みを推進するための基盤整備として、自然資本に関する行内の理解を深める活動を行うとともに、環境社会配慮ガイドライン等の既存の枠組みを活用しながら、引き続き自然への依存・影響の把握に努めています。さらには政策金融機関としてこれまで培ってきたさまざまなステークホルダーとの関係や海外ネットワーク、多様な金融手段や長期的かつ戦略的なリスクテイク機能を生かして、投融資先のネイチャーポジティブに向けた取り組みを支援していきます。また、適切な情報開示の在り方を継続的に検討していきます。



3 社会

JBICは、持続可能な成長に向けたホスト国の社会課題解決に資するプロジェクトを金融面から支援しています。また、日本の政策金融機関として人権尊重を重視するとともに、「日本および国際経済社会の健全な発展に寄与する」というJBICの使命のために、高い水準の「専門性」「公共性」「国際性」を兼ね備えた多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進も行っています。

支援事例

JBICは第5期中期経営計画（中計）のもと、医療環境の整備、上下水道や防災・分散型電源等のレジリエントな基礎インフラの整備、廃棄物処理や再生利用といった衛生環境の向上、食糧安全保障の確保等に関する事業へのファイナンスを通じ、持続可能な成長に向けたホスト国の社会課題解決を支援しています。社会課題解決に資するプロジェ

クトの支援事例については、「日本・メタジェンセラピューテイクス」(→P.36)、「ナイジェリア・3Dプリント義足等製造・販売事業に対する融資」(→P.39) および「ポーランド開発銀行が発行するサムライ債の取得（ウクライナ避難民支援）」(→P.41) をご参照ください。

人権尊重の取り組み

➤ 人権に関する基本的な考え方

JBICは、日本および国際経済社会の健全な発展への貢献を使命とする日本の政策金融機関として、人権尊重を重要かつ積極的に取り組むべき課題と認識しています。2023年4月に人権方針を策定・公表し、組織としての人

権尊重に対するコミットメントを示した上で、顧客およびサプライヤーによる人権尊重への期待を表明しました。本方針に基づき、引き続き人権尊重に取り組み、サステナビリティの実現を推進していきます。

JBIC 人権尊重へのコミットメント

人権の尊重は重要な課題であり、国際的な規範を尊重し、人権尊重に取り組む。また、JBICの役職員、サプライヤー、顧客にも人権方針の考え方を共有し、人権尊重に取り組むことを期待する。

【考え方】

- ・あらゆる差別的な取り扱いの禁止
- ・ハラスメント行為および強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害の不容認

人権に関する国際的な規範

- ・世界人権宣言
- ・国際人権規約
- ・労働における基本的原則および権利に関するILO宣言
- ・ビジネスと人権に関する指導原則

人権方針の全文についてはこちらをご参照ください ▶ https://www.jbic.go.jp/ja/sustainability/image/0414-017692_1.pdf

人権デューデリジェンスに関する取り組み

JBICは、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする人権に関する国際的な規範を尊重しており、人権関連リスクの特定・評価や負の影響の防止・軽減策の検討・実施等の人権デューデリジェンスに関する取り組みを継続的に実施しています。

JBICは、外部専門家と協働して実施した人権関連リスクの特定・評価において、特に出融資・保証（出融資等）関連の人権課題への取り組みが重要であることを認識しています。

顧客との取引にあたっては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（環境社会配慮ガイドライン）」を制定しており、同ガイドラインに沿って、プロジェクト実施主体者により、人権配慮も含め、適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、出融資等の意思決定に反映します。また、出融資等の意思決定以降においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行います。

また、サプライヤーに対しては、2025年6月より、日本

政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」およびJBICの人権方針を承知した上で入札いただくよう求めています。

救済措置へのアクセス

サプライヤーや顧客からの苦情等については、苦情等受付窓口でも受け付けています。

また出融資先等については、環境社会配慮ガイドラインにおいて、地域住民等のステークホルダーからの苦情の早期受付・解決促進のため、プロジェクト実施主体者に苦情受付窓口の設置を奨励しています。

JBIC内部で発生した負の影響を受けた被害者の救済のため、内部・外部報告受付窓口を設置しているほか、ハラスメント問題に特化した外部相談窓口を設置し、問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた施策を行っています。人権尊重にかかる意識向上やハラスメント防止の取り組みとして、毎年全役職員を対象とする研修やeラーニングを実施しています。

人的資本経営の実践

中期経営計画における人的資本経営の位置付け

JBICは、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念のもと、今後10年先を見据えたあるべき姿として「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く「羅針盤」でありたい。」という中長期ビジョンを掲げています。また、第5期中計における取り組みのテーマとして“Navigate toward and Co-create a Valuable Future”を掲げています。そうした目標の達成のために、海外における大規模プロジェクト向け出融資等の業務遂行を担う金融に関する「専門性」、複雑化する国際関係の中で我が国の対外経済政策の遂行を担い、日本と国際経済社会の発展やグローバルな社会課題の解決を見据えられる「公共性」と「国際性」を高い水準で備えた人材に活躍してもらうことが必要となります。少人数組織であるJBICにおける人材一人ひとりの活躍は、2025年度の「一人当たり与信残高」142.7百万米ドル（→P.16）という実績にも表れています。

このような人材の確保・育成は、日米政府の合意に基づく戦略的投資イニシアティブや経済安全保障への対応等をJBICが実施するにあたり、ますます重要になっています。

中計のもと、時代や環境に即応しながら価値創造するた

めに、その基盤である役職員一人ひとりの能力を最大限発揮できるエンゲージメントの高い組織への進化に取り組んでいきます。

人材育成方針

日本および国際経済社会の健全な発展に貢献する組織として、グローバル化が進む中でますます多様化・高度化するニーズに応え、付加価値を創造していく人材を育成しなくてはなりません。そのため人材開発・育成の方針は、少人数組織というJBICの特色を生かし、同質なジェネラリスト育成ではなく、職員個々の強みや適性に着目するものです。具体的には、早い段階から意識的に、行内外の講師による国際金融等に関する専門的な研修や、英語研修・海外派遣等を通じて養成する語学力・国際交渉力といったハードスキルとソフトスキルを開発し、その後のキャリアパスも見据えて、継続的に強化する制度です。総合職および業務職におけるキャリアディベロップメントの概要は下記URLをご参照ください。

- 人材育成・人材開発制度の詳細は下記をご参照ください
- ▶ <https://saiyou.jbic.go.jp/career/human/>



人材育成

研修制度 (JBIC Academia)

JBICでは、多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成のため、研修体系の整備を進め、2023年4月より全職員を対象とする新たな研修体系「JBIC Academia」を創設しています。これは役職員間の「学び」と「教え」と「コミュニケーション」を育む研修制度であり、また同月より導

入したITツールのLearning Management System (LMS) も活用して、研修の強化に取り組んでいます。LMSには対象職員等の99%がアクセスし、2025年度の研修受講または資料・動画の閲覧が完了した数は2万7,000回超となりました。

JBIC Academiaの概要



多様で優れた人材の活躍を後押しするサポート体制

JBICでは、前述のJBIC Academiaを活用したOFFJT（Off the Job Training）に加えて、現場で経験を積むことを通じて、目指すべき専門性を意識したキャリアパスを設定するOJT（On the Job Training）を実施しています。業務経験を本格的にスタートさせる新卒入行職員と、後述のとおり継続的に採用を強化しているキャリア採用職員の双方とも組織に早期に定着し自律的に活躍できるよう、

ダイバーシティ

基本的な考え方

JBICでは、さまざまな国や人々がそれぞれに輝く「多様性を包含する世界」の実現に向け、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の推進を組織的な課題と位置付けています。それぞれの個性を持った職員一人ひとりの多様性を尊重し、公平・公正な機会を提供することにより、全職員がそれぞれの多様な価値観に合った働き方で、活力を持って持続的に働ける組織づくりに取り組んでいます。

推進体制

JBICでは、D&I推進にあたり人事室が主体となって各種取組を進めています。D&I推進には組織内コミュニケーションの活性化が重要と考え、経営陣や職員を交えた対話型・参加型プロジェクトを実施するなど、さまざまな取り組みを実施しています。こうした人事室による取り組みに加え、JBICで働く職員が職場における多様な悩みや疑問を職員間で相談し助け合える施策として、インクルーシブ推進オフィサー（IO）制度を導入しているほか、D&Iを重視した組織風土の醸成に向け、経営陣が役員コミットメントを発表するなど、全行的にD&I推進に取り組んでいます。

OJTにおいて、新卒入行職員にはトレーナー（業務上の育成指導役）、キャリア採用職員にはメンターが一人ひとりつくことでサポートしています。また、全職員を対象とした上司との年度目標設定面談および半期レビュー・期末評価面談に加えて、職員異動時に新旧上司と人事室との間で実施される人材育成方針協議および本人へのフィードバック、職員の育成を目的とした上司との定期的な対話機会である1on1ミーティング等を通じて、少人数組織ならではの“面”での育成サポートを強化しています。

多様な人材の活躍

JBICでは、育児・介護等と仕事との両立支援の拡充や柔軟な働き方を可能にする環境の整備を進めるとともに、社外研修への派遣等を通じて、女性職員のキャリア形成意識醸成に取り組んでいます。女性活躍推進法に基づく行動計画では以下目標を掲げています。

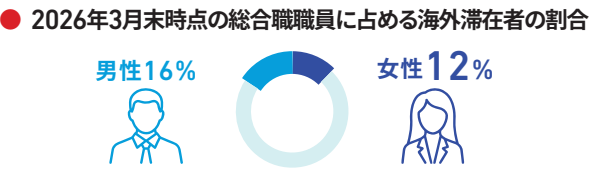
- ・管理職に占める女性職員の割合を2027年7月末までに15%以上とすること（2026年7月初旬現在11.0%）
- ・総合職新卒採用者に占める女性の割合を毎年度50% 目途とし積極的な採用を進めること

● JBICにおける総合職新卒採用者に占める女性の割合

2024年度	2025年度	2026年度
50%	46%	56%（予定）



このほか、海外の駐在員事務所や出向先で活躍する女性職員も増加しています。



専門人材を含むキャリア採用にも注力しており、2026年3月末時点で、総合職のうち、管理職に占めるキャリア採用者の割合は約2割、非管理職では約3割を占めているほか、2025年度の正規雇用労働者のキャリア採用比率は28%となっています。

柔軟な働き方を可能にする環境の整備

JBICでは、柔軟性の高い時差出勤制度や中抜け勤務制度、テレワーク制度、有給休暇とは別枠の夏季休暇（5日間）等を整備しています。職員の有給休暇取得率80%を目標として掲げ、実際に2025年度は達成しました（2025年実績：80.9%）。連続休暇の取得促進をはじめとして、職員に対して有給休暇の着実な取得を呼びかけるとともに、定期的な取得状況の周知を行うなどの取得しやすい職場環境づくりを進めています。

職員のテレワーク時のネットワーク改善を図るとともに、オフィス出社時に職員がより快適な環境で高い生産性を発揮できるようオフィス環境の改善を進めています。

多様な働き方の推進

職員の持つ多様な価値観に応じた働き方を可能にするため、育児・介護等と仕事を両立する職員向けに、休暇等の人事制度や各種サポート体制を設け、育児・介護ハンドブックの配布、上司や人事室との育児・介護面談等を行っています。

このような取り組みを通じ、JBICは、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証である「くるみん」（2025年度に3度目の認定）、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業として「トモニン」という公的な認証を取得しています。



女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画のもと、職員の誰でも育児に参加し、不安なく仕事と両立できる環境の整備として、両立支援セミナー・座談会や、管理職向け育児・介護に関する理解促進のための研修等、子育て中の職員等へのサポート体制を拡充しました。また、男性の育児休業取得率を毎年度80%とする目標を掲げ、男性職員の育児休業等取得促進に向けた制度の拡充や研修等を行っています。2025年度の男性の育児休業等の取得割合は83.3%、また男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合は108.3%※です。

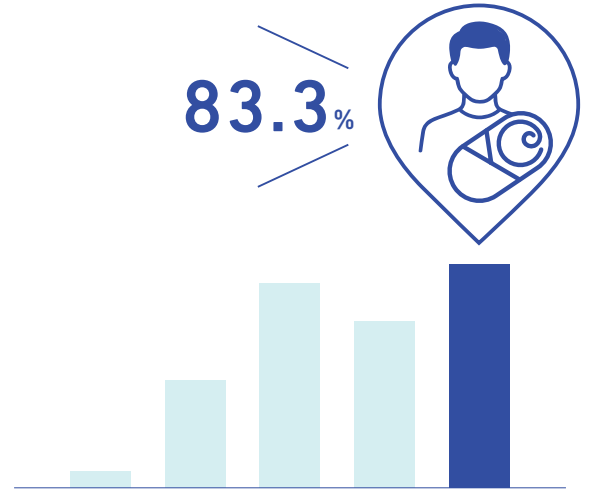
その他、育児や介護との両立に関する休暇等制度を年々充実させています。詳細は下記URLをご参照ください。

※ ①当年度に育児休業・育児目的休暇を取得した男性職員÷②当年度に配偶者の出産した男性職員の数で算出しています。①には、配偶者の出産が前年度であった職員も含まれているため、数値が100%を超える場合があります

● 男性育児休業取得率の推移

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
6.2%	40.0%	76.4%	61.9%	83.3%

休暇等制度の詳細は下記をご参照ください
▶ <https://saiyou.jbic.go.jp/workstyle/compatibility/>



特集：人的資本経営に関する職員インタビュー

多様化・高度化する国際ビジネス環境で活躍する
JBIC職員が発揮する3つのスキルCASE 01 「専門性」「公共性」「国際性」
三位一体の育成で価値創出力を向上

JBICは、国内・海外の政府・企業を中心に、さまざまなプレイヤーをつなぎ社会課題の解決を担う存在です。そのため人材育成では、「専門性」「公共性」「国際性」という3つのスキルを一体的に磨くことが重要だと考えています。「専門性」はさまざまな業務経験や研修・海外での機会を通じて、職員一人ひとりが知識やスキルを身に付けることで深化されます。「公共性」は、常に「日本や世界にどのような価値を提供できるか」という視点を持ちながら業務に取り組むことで養われます。「国際性」は、海外に関わり、多様な関係者と向き合う中で実践的に培われます。さらに、各職員がさまざまなバックグラウンドを持つ他の職員や関係者と協働する経験そのものが成長機会を最大化し、3つのスキルを相互に高める原動力となると考えています。

少人数組織ならではの特色を生かし、職員の強みや適性をふまえ、OJTを軸に研修や海外派遣等の制度を組み合わせ、この3つのスキルを体系的に育成しています。そして、職員らが高い志と視座を持ち、自ら成長し続ける環境を整備することで、組織としての価値創出力を高めていきます。



業務では、金融だけでなく相手国の政治体系等の知識も必要になるため、新しく入行した職員への人事研修を通して3つのスキルの必要性を伝える。時には、自身が体験したチリやエジプト等の案件をもとに説明し伝えることで理解の促進を図っている

CASE 02 業務や留学制度で得た専門的知識が
スタートアップを支える力に

エクイティ・インベストメント部でスタートアップ企業向けの出資を担当しています。企業の成長支援には、出資に加え、融資を含む多様なファイナンスの知識や組織運営の観点が必要だと実感しています。これまで海外企業審査や電力セクター向け融資に携わる中で培った知見や、経営企画部でJBICのガバナンス関連業務を経験したことが、現在の出資業務に求められる「事業の持続的な成長性を多角的に捉える力」の確かな基盤となっています。

また、JBICの海外留学制度を活用して、起業が盛んな米国マサチューセッツ工科大学(MIT)で経営学修士を取得したことも私の原動力です。アントレプレナーシップに関する講義を数多く学べたことや、起業や投資経験の深い実業家でもあるMITの教授陣とのネットワークは現在の業務にも役立っています。

こうした業務経験や留学で得た専門的知見が、日本の起業家によるゼロからイチを生み出す革新的な技術の社会実装や事業成長を支援する上で、大きな力になっています。



MIT留学時には、気候変動対策・エネルギー分野におけるMITのアクセラレータープログラムの共同ディレクターを務め、大学発スタートアップの社会実装や大企業との連携を支援した。こうした経験から得た専門的知見を生かし、スタートアップ企業への投資を行っている

CASE 03 業務を通じチームで培う公共的視座で
相手国の政策や現地のニーズを把握

政策金融機関であるJBICにおいて、日本政府の政策的意義を意識することは重要です。一方で、案件形成では相手国政府の政策的意義もふまえる必要があり、双方のニーズが合致して初めて案件実現に至ります。このような業務の性質上、職員には公共性を尊重する姿勢が求められます。私がユニット長として所属する電力・新エネルギー第2部では、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)の枠組みのもとで、インドネシアやマレーシアをはじめとする東南アジア向けの案件形成に取り組んでいます。案件を具体化するために、各国の政策ニーズをふまえて、「どの国にどのような提案をすれば案件につながるか」という仮説を立て、現地出張や面談を通じて実現性を検証します。この仮説を立てるために公共性の視点が大変重要なのです。

またJBICには、業務や議論を通じて「公共的視座」を訓練する環境があり、私自身も海外勤務等を通じて身に付けてきました。公共的視座をチーム全体で共有・発揮できるよう、特に経験の少ない若手職員には、業務の目的や政策的意義をふまえ行動できるよう働きかけしています。



インドネシアの国営電力会社との覚書の取り交わしでは、JBICアジア大洋州地域統括と共に担当し、AZEC推進の一躍を担った。日本企業と当局者が意見交換を行うワークショップを開催した際に、両者の生の声を聞くことができ、公共的観点の大切さを再認識した

CASE 04 語学習得と日々の業務の相乗効果で
広い視野と国際的感覚を養う

私は学生時代にフランス語を習得したことから、語学力も生かして国際的な仕事がしたいと考え、JBICに入行しました。東京本店でアフリカ向けの融資案件を担当した後、パリ駐在員事務所に赴任し、西アフリカ諸国向け業務に加え、ワルシャワ事務所と連携し中東欧地域を担当しています。異なる地域を同時に担当する中で、各国の政治・経済状況やビジネス慣習を比較しながら業務を進めることができ、広い視野と国際的な感覚の醸成につながっています。

バックグラウンドが異なる各国の担当者と深い関係を構築するためには、その国の文化や言語への理解が不可欠です。アフリカではポルトガル語も広く使用されているため、語学研修費用の補助制度を活用して習得に励んでいます。過去に「海外駐在員事務所ローテーション派遣制度」で、ポルトガル語圏のリオデジャネイロ事務所で3カ月間ほど勤務した経験も語学力向上の基礎になっています。

アフリカ地域を広範にカバーできるフランス語とポルトガル語という強みを生かしながら、今後もアフリカ関連業務に携わっていきたいと考えています。



アフリカ諸国向け業務に加え、中東欧地域も担当。ワルシャワ出張では現地関係者との面談や情報収集を行い、異なる地域の政治・経済情勢への理解を深めながら、新設のワルシャワ事務所と密に連携しつつ、業務に取り組んでいる

4 ガバナンス

JBICは、日本と世界、官と民をつなぐ政策金融機関として、独自のリスクテイク機能・国際金融への知見も活用し、世界の課題解決・未来の共創を行うべく、以下のガバナンス態勢を敷き、取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

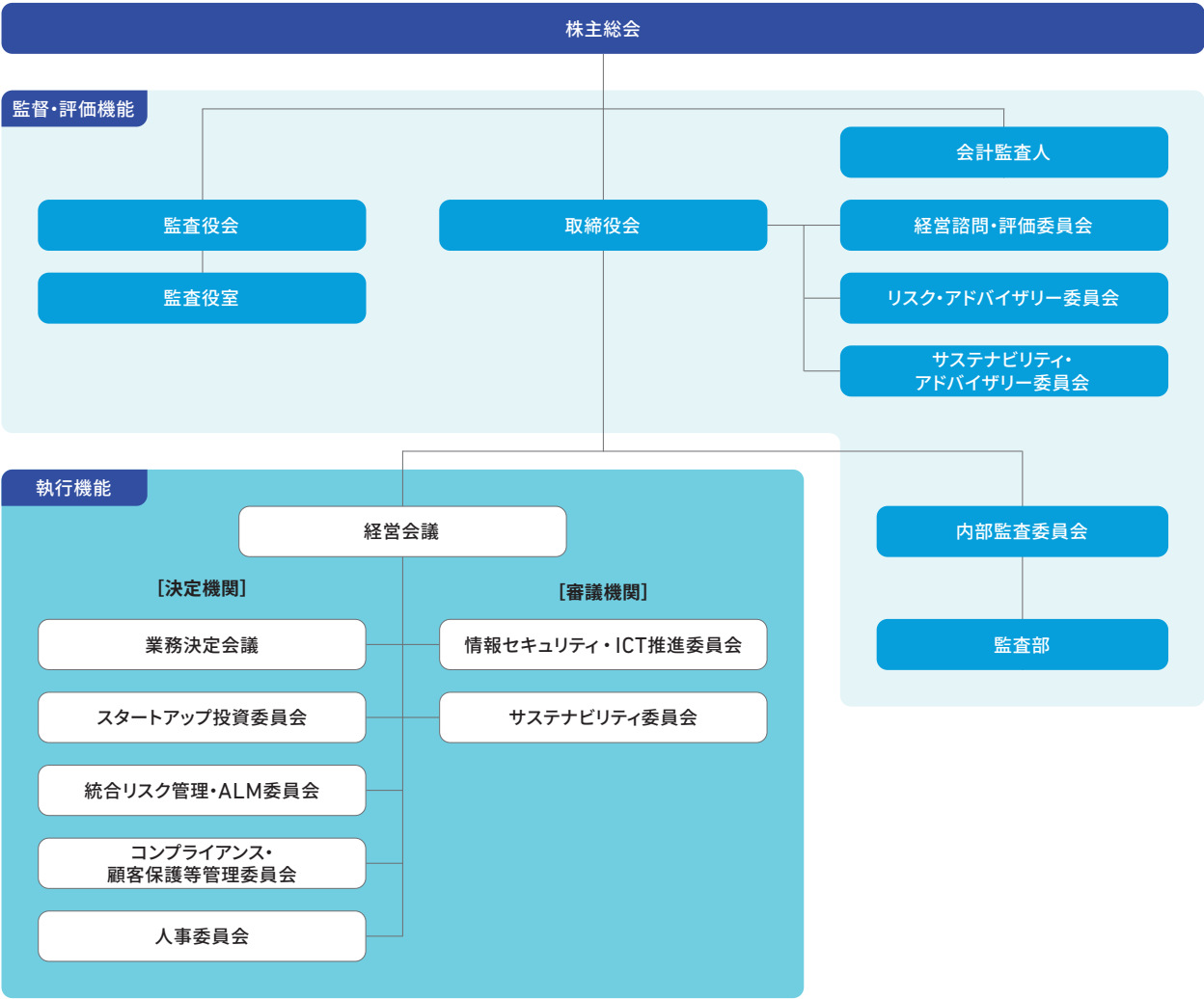
基本的な考え方

JBICは、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に規定されるJBICのミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでいます。

国の関与について

JBICは、日本政府が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しています。

● ガバナンス体制図



➤ 監督・評価と業務執行について

JBICにおいては、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の実取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザー委員会、サステナビリティ・アドバイザー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しています。

(1) 取締役会

取締役会は、11名の取締役に構成し、うち3名を非業務執行取締役とし、さらにそのうち2名を会社法に規定する社外取締役としています。非業務執行取締役はJBICの代表取締役・業務執行取締役による業務執行の監督を行い、JBICのガバナンス態勢向上に貢献しています。2025年度の主な議論テーマは下記のとおりです。

● 2025年度の主な議論テーマ

- ・ワルシャワ駐在員事務所の設置
- ・日本戦略投資ファシリティの創設の報告
- ・スタートアップ投資戦略の実施状況報告
- ・IT中期計画(2024～2026年度)の改定
- ・TNFD提言をふまえた自然関連情報開示にかかる対応
- ・リスク・アドバイザー委員選任
- ・2024年度職員意識調査の報告
- ・令和8年度(2026年度)予算政府案の報告、資金調達計画の決定等

(2) 監査役会

監査役会は3名の監査役で構成され、会社法の規定に基づき、半数以上(2名)は社外監査役としています。監査役は、監査役会で定める監査の方針および監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、本支店・海外駐在員事務所の往査等を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役室を設置し、スタッフを配属しています。

(3) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの業務および運営の状況や、JBICの経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行います。

● 経営諮問・評価委員会 委員一覧

(2026年7月1日時点)

氏名	職業
浦田 秀次郎	早稲田大学 名誉教授 独立行政法人経済産業研究所(RIETI) 名誉顧問・特別上席研究員(特任)
遠藤 典子	早稲田大学 研究院 教授
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐々木 摩美	株式会社国際協力銀行 取締役(社外取締役)
佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
鈴木 一人	東京大学公共政策大学院 教授 公益財団法人国際文化会館 地経学研究所長
十河 ひろ美	信州大学 特任教授
高木 勇三	公認会計士
新浪 剛史	前経済同友会代表幹事

(敬称略)

(ご参考) 経営諮問・評価委員会による2025年度事業運営計画の業務実績評価はP.26をご参照ください



コーポレート・ガバナンス

(4)リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、社外の有識者および社外取締役で構成し、JBICの大口与信先にかかるリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行います。

● リスク・アドバイザリー委員会 委員一覧 (2026年7月1日時点)

氏名	職業
阿部 修平	スパークス・グループ株式会社 代表取締役社長
江原 伸好	ユニゾン・キャピタル株式会社 共同創業者
小川 英治	一橋大学 名誉教授 東京経済大学 学長
川村 嘉則	株式会社国際協力銀行 取締役 (社外取締役)
佐々木 摩美	株式会社国際協力銀行 取締役 (社外取締役)
松田 千恵子	東京都立大学大学院経営学研究科 教授
横尾 敬介	東京電力ホールディングス株式会社 取締役会長

(敬称略)

(5)サステナビリティ・アドバイザリー委員会

サステナビリティ・アドバイザリー委員会は、社外の有識者で構成し、取締役会の諮問機関として、サステナビリティの実現に向けたJBICの取り組み推進に関する方針について助言を行います。

● サステナビリティ・アドバイザリー委員会 委員一覧 (2026年3月末時点)

氏名	職業
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
Rachel Kyte	米タフツ大学フレッチャースクール 名誉学部長 英オックスフォード大学ブラバトニックスクール 教授 英国政府 気候問題担当特使
Tim Benton	英国王立国際問題研究所 (チャタムハウス) 環境社会センター 名誉フェロー

(敬称略)

(6)内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役、取締役会長および社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行います。

(7)経営会議

経営会議は代表取締役・業務執行取締役および全常務執行役員で構成し、取締役会からの授権に基づき、JBICの経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、JBICの機動的な業務執行を担います。なお、経営会議の諮問機関または一定の事項を委任する機関として、以下の会議・委員会を設置しています。

① 業務決定会議

経営会議からの授権に基づき、JBICの出融資・保証等業務に関する重要事項 (スタートアップ投資委員会で決定・審議を行う事項を除く) の決定・審議を行います。

② スタートアップ投資委員会

経営会議からの授権に基づき、JBICのスタートアップ投資戦略のもとで実施する出資等業務に関する重要事項の決定・審議を行います。

③ 統合リスク管理・ALM委員会

経営会議からの授権に基づき、統合リスク管理および資産負債管理 (ALM) に関する重要事項の審議・決定を行います。

④ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議からの授権に基づき、JBICのコンプライアンスおよび顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行います。

⑤ 人事委員会

経営会議からの授権に基づき、JBICの人事に関する重要事項の決定・審議を行います。

⑥ 情報セキュリティ・ICT推進委員会

経営会議からの授権に基づき、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項ならびに取締役会および経営会議で決定した情報通信技術 (ICT) にかかる計画・方針等に基づく各種施策や、その他ICT関連事項に関する部門横断的な事項の審議を行います。

⑦ サステナビリティ委員会

経営会議からの授権に基づき、サステナビリティ推進に関する方針や、その他のサステナビリティ推進にかかる重要事項の審議を行います。

≫ 部門制について

JBICでは、JBICの業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件組成能力を高め、JBICのミッションのより機動的、戦略的な遂行を図るため、部門制を導入しています。

具体的には、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門および日米戦略投融资部門を設置し、各部門のもとに専門性を持った部を設置しています。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または常務執行役員が就任し、各部門は部門長の指揮のもとで一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っています。

≫ 内部統制基本方針

JBICは、会社法に則り、子会社を含むJBICグループの業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を取締役会決議により定め、当該基本方針に基づき、内規の制定や、その他体制の整備を行っています。

≫ 内部監査態勢

JBICは、業務全般の内部管理態勢について、その適切性・有効性を評価し、改善への提言等を行うため、適切な内部監査態勢を構築しています。業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として内部監査委員会を設置し、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部

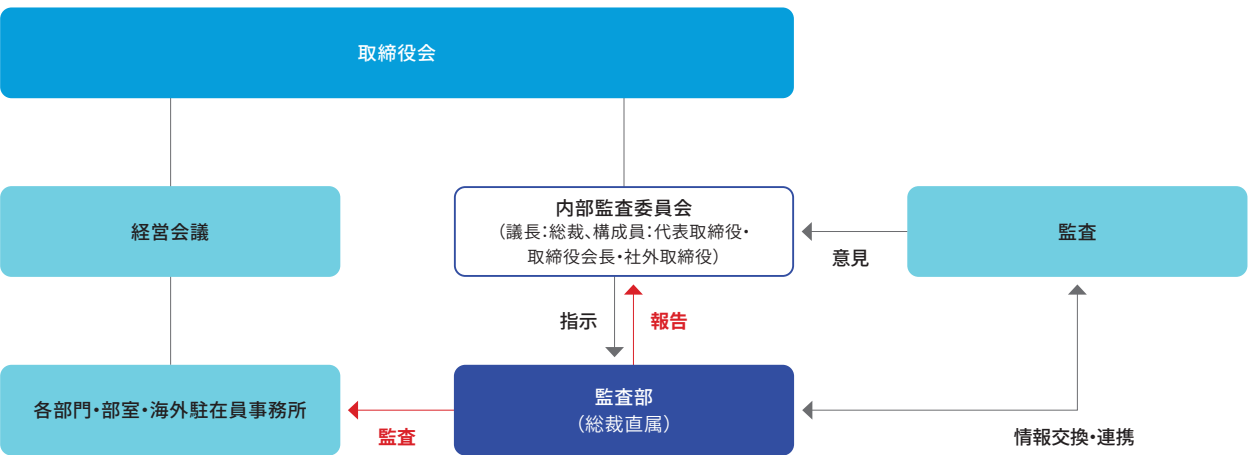
● 部門長一覧

(2026年7月21日時点)

企画部門長 小松 正直(常務執行役員)	企画部門
審査・リスク管理部門長 有馬 伸明(常務執行役員)	審査・リスク管理部門
財務・システム部門長 鈴木 竜太(常務執行役員)	財務・システム部門
資源ファイナンス部門長 天野 辰之(常務執行役員)	資源ファイナンス部門
インフラ・環境ファイナンス部門長 川上 直(常務執行役員)	インフラ・環境 ファイナンス部門
産業ファイナンス部門長 佐藤 崇之(常務執行役員)	産業ファイナンス部門
エクイティファイナンス部門長 佐久間 佳寿子(常務執行役員)	エクイティ ファイナンス部門
日米戦略投融资部門長 加藤 学(常務執行役員)	日米戦略投融资部門

を設置しています。内部監査委員会は年度内部監査計画等の重要事項の決定を行い、監査部は内部監査委員会に対して内部監査結果等の報告を行っています。また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役および会計監査人と必要な情報交換および連携を行っています。

● 内部監査態勢図



役員紹介

取締役



代表取締役総裁
天川 和彦

【分掌・経歴等】
監査部
1985年4月 日本輸出入銀行入行、2017年6月 当行常務執行役員 企画部門長、2018年6月 当行代表取締役専務取締役、2022年6月 当行代表取締役副総裁、2026年6月 当行代表取締役総裁（現職）



代表取締役副総裁
大矢 俊雄

【分掌・経歴等】
日米戦略投融资部門、国際機関連携
1986年4月 大蔵省入省、2019年6月 当行常務取締役、2021年7月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、2024年9月 株式会社ディー・エヌ・エー チーフエコノミスト、2026年6月 当行代表取締役副総裁（現職）



代表取締役副総裁
橋山 重人

【分掌・経歴等】
企画部門（経営企画部）、産業ファイナンス部門
1990年4月 日本輸出入銀行入行、2018年6月 当行常務執行役員 企画部門長、2021年6月 当行常務取締役、2022年6月 当行代表取締役専務取締役、2026年6月 当行代表取締役副総裁（現職）



代表取締役専務取締役
内田 誠

【分掌・経歴等】
企画部門（法務・コンプライアンス統括室）、エクイティファイナンス部門、DX推進
1992年4月 三井信託銀行株式会社入社、2002年5月 国際協力銀行入行、2024年6月 当行常務取締役、2026年6月 当行代表取締役専務取締役（現職）



常務取締役
菊池 洋

【分掌・経歴等】
企画部門（人事室）、審査・リスク管理部門
1991年4月 日本輸出入銀行入行、2021年6月 当行常務執行役員 審査・リスク管理部門長、2022年6月 当行常務執行役員 企画部門長、2024年6月 当行常務取締役（現職）



常務取締役
河西 修

【分掌・経歴等】
企画部門（サステナビリティ統括部）、財務・システム部門
1994年4月 大蔵省入省、2021年7月 財務省 関税局関税課長、2022年6月 同 関税局総務課長、2024年1月 アフリカ開発銀行アジア代表事務所長、2026年6月 当行常務取締役（現職）



常務取締役
中島 裕行

【分掌・経歴等】
企画部門（調査部）、資源ファイナンス部門
1994年4月 日本輸出入銀行入行、2023年7月 企画部門 国際情勢分析担当特命審議役、2024年6月 米州地域統括（在ニューヨーク）、2026年6月 当行常務取締役（現職）



常務取締役
関根 宏樹

【分掌・経歴等】
インフラ・環境ファイナンス部門、日米戦略投融资部門に関する担当取締役補佐
1995年4月 日本輸出入銀行入行、2023年7月 当行常務執行役員 インフラ・環境ファイナンス部門長、2026年6月 当行常務取締役（現職）

取締役(非業務執行)



取締役会長
前田 匡史

【分掌・経歴等】
取締役会議長
1982年4月 日本輸出入銀行入行、2013年12月 当行代表取締役専務取締役、2016年6月 当行代表取締役副総裁、2018年6月 当行代表取締役総裁、2022年6月 当行取締役会長（現職）、2023年6月 株式会社JBIC IG Partners 取締役会長（現職）



取締役(社外取締役)
川村 嘉則

【経歴】
2018年6月 当行取締役（現職）



取締役(社外取締役)
佐々木 摩美

【経歴】
2025年6月 当行取締役（現職）

監査役



常勤監査役
矢野 裕子

【経歴】
1993年4月 日本輸出入銀行入行、2022年6月 当行執行役員 サステナビリティ統括部長、2026年1月 当行常勤監査役（現職）



監査役(社外監査役)
土屋 光章

【経歴】
2017年6月 当行監査役（現職）



監査役(社外監査役)
本村 彩

【経歴】
2022年6月 当行監査役（現職）

DIRECTORS AND AUDIT AND SUPERVISORY BOARD MEMBERS

JBICの価値向上に向けたガバナンスの強化

取締役会議長メッセージ

“是々非々で議論し、決断する
実効性あるガバナンスを礎に
JBICの進むべき方向を
示し続けます”

取締役会長
前田 匡史

1982年日本輸出入銀行入行。当行執行役員インフラ・ファイナンス部門長、専務取締役、副総裁、総裁を経て、現在は取締役会長および(株)JBIC IG Partners 取締役会長を務める。

≫ 現場と経営で培った経験を生かし
実効性のあるガバナンスを支える

私は2018年から4年間、19代目の総裁として業務執行を担い、2022年からはJBIC初の実効性のあるガバナンスを支える取締役会議長を務めています。総裁に就任した際の記者会見では、初の生え抜き総裁に関する質問が多かったのですが、「私ほどこの銀行の業務や現場を知っている人はいない」という話をしました。こうした自負のもと、自らの判断と責任で組織を率いることを強く意識していました。総裁として執行を担った経験があるからこそ、執行側が何を考え、どこに難しさがあるのかを理解できます。一方で、取締役会議長と

しては、執行から一步離れ、JBICの実力をふまえながら、より広い観点から、執行側に対してけん制し、指導することが私の役割だと考えています。

私が総裁のときは、過去に特殊法人だった名残もあり総裁が取締役会議長を務めていましたが、ガバナンスの高度化のために監督・評価と執行を分離するべく2022年にガバナンス態勢を整理し、全く異なるものへ発展させました。大事なことは、執行と監督がそれぞれの役割を果たし、相互に機能することです。

JBICの取締役会は、経営会議で決まったことをそのまま追認するような場ではありません。取締役会での議論は白熱し、予定調和で終わらせるのではなく、問題点や是正す

べき点を必要ときには執行側にも指摘や投げかけをする。そういう緊張感があってこそ、ガバナンスは実効性を持つのだと思います。

現在、JBICは日米戦略投融資の対応を進めています。我々は株式会社国際協力銀行法上、しっかりとしたデューデリジェンスを行う義務があります。これは誰が何と言おうと国会および納税者に対する責任です。政策金融機関として重要な判断を行う以上、取締役会では、米国を含む相手国のさまざまな状況を把握・共有しながら、日本、世界、社会全般の視点もふまえつつ、日本の国益にとって何が必要なのか、相手国や国際社会にどういう意味を持つのか、そしてJBICとして本当に取り組むべき案件なのかを是々非々で議論し、決断していかなければなりません。

べき点を必要ときには執行側にも指摘や投げかけをする。そういう緊張感があってこそ、ガバナンスは実効性を持つのだと思います。

≫ 日本企業の「羅針盤」として
JBICに求められている役割

いま、世界は大きく変わっています。地政学的リスク、経済安全保障、エネルギー安全保障、脱炭素、AIをはじめとする技術革新。どれを取っても、従来の延長線上だけでは判断できません。

重要なのは、待っているだけではいけないということです。寄せられた案件を審査し、支援することはもちろん大事ですが、それだけでは日本企業の新しい挑戦を十分に後押しできません。将来の成長産業をどう育てるのか、日本企業が新しい技術や市場にどうアクセスしていくのか。そこにJBICとして関わっていく必要があります。その一環として、(株)JBIC IG Partners (JBIC IG) がNordicNinja® というファンドを設立しました。ヨーロッパのアーリーステージの企業を投資対象としつつ、日本企業も巻き込みながら、投資先企業の成長支援を行うことで、IPOにつながるような成果も出てきています。2024年からは、日本発のスタートアップ支援も開始しています。こちらはミドル・レイターステージを投資対象としており、グローバル展開を目指す日本発のスタートアップ支援を推進しています。こういった活動を通じて、日本のスタートアップ・エコシステムに貢献することが必要であると考えています。

JBICの価値を支えるのは、人とネットワーキングです。各国政府、国際金融機関、企業トップとの関係は、一朝一

夕にできるものではありません。長い時間をかけて信頼を積み上げてきたからこそ、本当に必要なときに話ができる。私自身も、非業務執行の立場になったいま、これまで培ったネットワークから得た情報や視点を執行に共有し、大きな方向感を示すことがあります。単に専門的な知識を備えるだけでなく、今まさに海外で起こっていることはどういうことかを正確に把握しないといけません。若い職員には、できるだけ早い段階から海外に出て、国際感覚と人的ネットワークを自分のものにしてほしいと思っています。

私自身JBICに40年以上身を置いてきましたが、時代が変わっても、私が常に考えていることは変わりません。日本の国益にとって本当に必要な金融支援は何なのか。もともとはOECDアレンジメントで決められた制度金融を行う輸出信用機関であったJBICですが、その後、日本企業の海外投資が増え、エネルギー安全保障やサプライチェーン強靱化、経済安全保障の確保等のテーマが重要になり、果たすべき役割も大きく変化してきました。

日本企業の皆様には、固定観念にとらわれず、ぜひ成し遂げたいことをJBICに相談してほしいと願っています。話を聞かせてください。JBICは日本企業を先導する「羅針盤」のような存在であり続けたいと考えています。

これからも取締役会議長として、社外取締役を含む多様な知見を生かしながら、自由闊達に、しかし緊張感を持って議論する取締役会をつくっていきます。そして、JBICが日本企業の世界への挑戦を支え、社会から信頼される政策金融機関であり続けられるよう、ガバナンスの実効性をさらに高めていきます。

※JB Nordic Fund I SCSpおよびNordicNinja Fund II SCSpを指す



JBICの価値と使命を支える

社外取締役メッセージ

“ 重要な使命に貢献するためにも
「民間視点」から意見を伝え
実効性のある経営を支えています ”

取締役(社外取締役)
川村 嘉則

1975年(株)住友銀行(現・(株)三井住友銀行)入行。三井住友銀行の取締役兼副頭取執行役員、三井住友ファイナンス&リース(株)の代表取締役社長等を経て、現在は、当行取締役のほか、阪神電気鉄道(株)取締役、DMG森精機(株)監査役を務める。

» 多様な専門家が率直に議論する環境があり 多角的な視点から経営をチェックできる

私は、旧・住友銀行(現・三井住友銀行)に入行以来、一貫して金融業界でキャリアを積み、同行の副頭取、三井住友ファイナンス&リース(株)の代表取締役社長として経営に携わりました。JBICとはプロジェクトファイナンス等で協調したほか、JBIC同様政府系金融機関である(株)日本貿易保険の設立の際に政府の有識者委員を務めた経験もあります。そのような経験を経て、2018年からJBICの社外取締役を務めています。

私に求められている役割は、民間金融機関の視点を経営に届けることだと考えています。政策金融機関であるJBICは、日本の政策や国益を担う重要な使命があります。一方で、収支相償を求められているため、出融資の判断やリスク管理には、民間金融機関と同様の視点が欠かせません。そのため取締役会では、「民間ならどう判断するか」「市場はどう受け止めるか」を常に意識しながら意見を述べています。多様な視点を示すことが、社外取締役の重要な役割だと考えています。JBICのガバナンスで私が特に評価しているのは、社外取締役が十分な情報を得た上で、率直に議論できる環境を整えている点です。経営陣との個別面談や担当部署からの案件説明、国内外の視察等を通じて、現場や事業への理解を深められています。また、監査役との情報共有も密で、多様な立場から経営をチェックできる体制が構築されています。私は取締役会以外にも、内部監査委員会や経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委

員会に参画しています。専門性を持つ多様なメンバーが活発に意見を交わし、その知見を経営に反映していく文化は、JBICならではの強みだと感じています。

» 変化する世界で求められる JBICの役割を認識し、民間視点を伝え続ける

私が社外取締役に就任した2018年と比べ、現在ではJBICに求められる役割が大きく変化しています。特に近年は、日本企業の国際競争力の強化に加え、サプライチェーンの再構築、スタートアップ支援、戦略分野への投資支援等、政策金融機関として担う使命は一層重くなりました。これに伴い、案件は以前にも増して複雑化し、政策的な意義と収支相償の考え方をどう両立させるかという難しい判断も求められています。こうした状況だからこそ、社外取締役として、「民間ならどう考えるか」という視点を示し続けることが大きな意味を持つと考えています。また、複雑化する環境に対応するためには、人材への投資や業務の効率化も重要です。優秀な人材が能力を最大限に発揮できる処遇や環境を整え、迅速で質の高い意思決定体制を強化していくことが、これからのJBICにはますます求められるでしょう。業務効率化の面では、業務プロセスのスリム化に対する意識が着実に浸透していると感じています。

私自身も長年培った知見を生かし、社外取締役として率直な意見を伝えることで、日本企業と国際社会の発展を支えるJBICのさらなる価値向上に貢献していきたいと考えています。

JBICでは、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けて、社外取締役を選任し、取締役会等における監督・評価機能の強化に努めています。ここでは、社外取締役2名の役割と、それぞれの視点から捉えるJBICの現状についての意見を紹介します。

“ 世界への貢献を支える
透明性あるガバナンス態勢が
JBICの真価を高めます ”

取締役(社外取締役)
佐々木 摩美

1983年(株)富士銀行入行。モルガン・スタンレー証券(株)マネーjing・ディレクター、クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券(株)マネーjing・ディレクター等を経て、現在は、当行取締役のほか、(株)KOKUSAI ELECTRICの社外取締役を務める。

» 対話と情報共有を重視する文化が、 高い実効性を持つガバナンス態勢を支える

2025年6月にJBIC社外取締役に就任しました。JBICの社外取締役をお引受けしたのは、コーポレートスローガンである「日本の力を、世界のために。」に強く共感したからです。日本の国益と国際社会への貢献という「社会的意義」と、日本企業の競争力や経営も支える「収益性」の双方を追求する姿勢は、JBICならではの価値であり、金融人キャリアの集大成として、このような使命を担う組織に貢献できることに、大きな意義を感じました。

私の役割は、日本や世界の金融業界で長年培ってきた知見や民間企業の役員としてコーポレート・ガバナンスの高度化に努めてきた経験を生かし、経営に関する意思決定のプロセスやリスク管理体制が適切に機能しているかどうかという観点から、独立した立場で意見を述べ、価値向上に貢献することだと認識しています。特に社外取締役として、特定の前提や執行側の論理にとらわれず、多様なステークホルダーの目線に立つ姿勢を大切にしています。

JBICの取締役会は、ガバナンスが実効性高く機能していますが、制度と運営の両面にその特徴があると感じています。非業務執行の取締役会長が取締役会議長を務めることで、執行から一定の距離を保ち自由な議論が行われています。また、社外取締役にとって監査役とのコミュニケーションも重要です。JBICでは、定例の意見交換や、監査役からの丁寧な報告や事前説明等、社外取締役への情報共有体制が充実している点も高く評価しています。さらに、経営諮

問・評価委員会やリスク・アドバイザリー委員会では、JBICの経営や重要案件等について実質的な議論が行われ、多様な専門家の視点が意思決定に反映されています。制度の整備だけではなく、対話や情報共有を重視する文化がJBICのガバナンスを支え、透明性と実効性の高さにつながっていると感じています。

» JBICの使命が一層大きくなる中 人材育成の環境づくりにも貢献していく

地政学リスクや経済安全保障への関心が高まる中、民間金融機関だけでは担い切れない大型案件や高度なリスクを伴う案件に取り組み、日本企業の国際競争力の向上やエネルギー安全保障を支える存在として、JBICの使命は一層大きくなっています。だからこそ大切なのは、「高度な専門性」「国際的な交渉力」「的確な判断力」を備えた人材です。こうした人材は一朝一夕に育つものではなく、長期的な育成と、それに見合った評価・処遇も重要です。社外取締役として、その環境づくりを後押ししていきたいと考えています。

JBICには、世界と向き合いながら日本と国際社会の発展に貢献できる、他にはない使命があります。この志に共感し、高い専門性を磨きながら挑戦を続ける人材が集まることで、JBICは社会から一層信頼される政策金融機関として、その真価をさらに発揮していけると確信しています。

5 コンプライアンス、リスクマネジメント

JBICは、社会的・国際的に求められる公共的使命および責任を自覚し、役職員が法令等を遵守の上、常にコンプライアンスを推進することで公正な業務遂行に努めています。また、政策金融機関としての業務の健全性・適切性の確保および透明性の向上のため、適切なリスクマネジメントを行っています。

コンプライアンス

≫ 基本的な考え方

JBICは、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げています。

こうした行動原則に基づき、JBICグループの役職員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、JBICは、内部統制基本方針のもと、コンプライアンスに関する内部規程を定め、役職員等に周知しています。また、子会社に対しては、JBICの企業理念および行動原則を周知するとともに、その業務の規模や特性に応じて、法令等の遵守その他のコンプライアンスに関して適切な措置を取っています。こうした考え方に基づき、コンプライアンスに関する内部規程においても規定されているJBICが定めた以下の「法令等の遵守に関する基本方針」に基づき、役職員等は行動しています。

法令等の遵守に関する基本方針

- 役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関であるJBICが社会的・国際的に求められる公共的使命および社会的責任を自覚し、かつ、役職員等による法令等の違反行為の発生が、JBIC全体の信用の失墜を招き、JBICの業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。
- 役職員等は、JBICが業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めなければならない。
- JBICは、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶することが、JBICに対する公共の信頼を維持し、JBICの業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切な対応を行う。
- JBICは、基本方針をふまえ、JBICグループのコンプライアンスのために、子会社に対し必要な措置を講ずる。

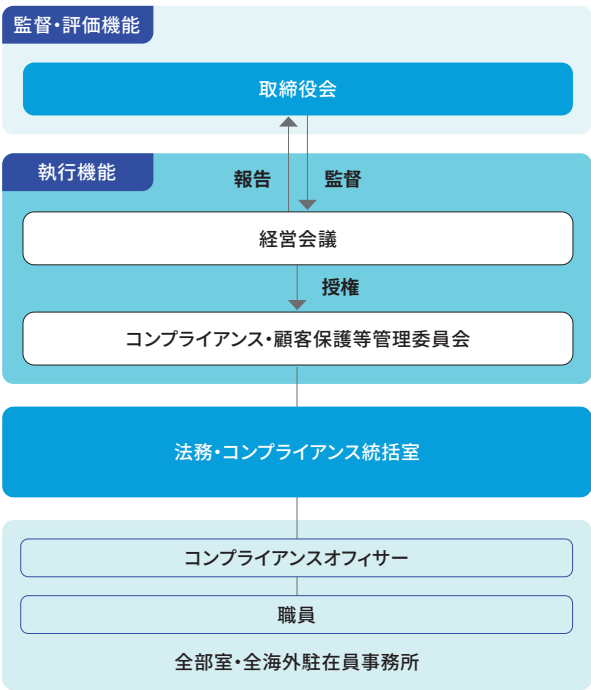
≫ 法令遵守態勢

JBICは、左記基本方針に則り、以下のとおり法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しています。同室は、経営会議からの授権を受けたコンプライアンス・顧客保護等管理委員会を運営し、コンプライアンスに関する重要事項の決定・審議を行っています。これらの運営状況や法令等遵守の状況は、経営会議や取締役会に報告され、経営による適切な監督のもとでコンプライアンス態勢の実効性確保を図っています。

各部門・各部室・各海外駐在員事務所には、コンプライアンス統括オフィサー、コンプライアンスオフィサーが置かれ、これらにより構成されるコンプライアンスオフィサー連絡会を通じた情報共有等も図りつつ、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等におけるコンプライアンスへの取り組みを推進しています。

● コンプライアンス体制図



≫ コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスの推進

JBICでは、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。これに基づいて、コンプライアンスにかかる課題への取り組みやモニタリングを実施し、定期的に進捗状況のフォローアップを行っています。

また、役職員等がコンプライアンスを実践するための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、内外環境の変化をふまえて毎年更新し、その内容の周知徹底を研修等を通じて図っています。総裁からのメッセージの発信、全役職員が受講必須のeラーニング研修、最近のコンプライアンス事例等を題材としたテーマ別研修や対話型の研修の実施等により、役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する知識や意識の醸成・強化に取り組んでいます。

反社会的勢力等との関係遮断

法令等の遵守に関する基本方針に基づき、JBICは反社会的勢力等との関係を遮断する体制を整備しています。具体的には、規程類の整備、確認手続きや研修・行内向け説明会を実施し、反社会的勢力等との取引の未然防止に努めています。

マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策

マネー・ロンダリングやテロ資金供与対策(マネロン対策)の重要性が一層高まる中、JBICは国内外の動向をふまえながら、マネロン対策の強化に取り組んでいます。JBICは預金の受け入れがなく、また為替取引も実施していませんが、JBICの業務の特性をふまえ、関係法令等に対応しつつ、出融資先等やその他の取引先についての各種確認手続きを実施しています。

こうした確認手続きの着実な実施のために、研修や説明会を実施しています。

腐敗防止に向けた取り組み

JBICの役職員は、株式会社国際協力銀行法において刑法その他の罰則の適用に際し「法令により公務に従事する職員とみなす」(みなし公務員)とされており、刑法における贈収賄罪の適用対象になります。内部規程においても、職務遂行の公正さに対する疑惑や不信等を招くような行為をしてはならない旨を定めるとともに、利害関係者等との接触に関する禁止事項等を定めています。

また、JBIC役職員による腐敗行為の防止のみならず、OECD理事会によって採択された「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告」に基づく対応等を行うことを通じて、JBICの融資先等の関係者が腐敗行為に関与することを防止するための取り組みを行っています。

インサイダー取引等未然防止体制

JBICでは、役職員等にかかる株券等の売買について規程を設けるとともに、インサイダー情報を含む会社の重要情報の管理に関する規程を整備しています。これらの内容について、毎年、研修等を通じて役職員等への周知・理解の徹底を図り、ルールとの遵守と適正な行動の定着を通じその実効性確保に取り組むことで、インサイダー取引等の未然防止体制を構築しています。

内部通報制度

コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要は正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備しています。通報受付にあたっては、通報者の匿名性や寄せられた情報の機密性を確保し、通報者に不利益が及ばないよう規程で定めています。法務・コンプライアンス統括室長を窓口とする内部受付窓口に加え、外部の法律事務所・専門業者を窓口とした外部受付・相談窓口も設置しています。全役職員等を対象とするコンプライアンス研修の実施、行内のイントラ、オフィスサイネージ、メールの定期配信等を通じて、通報制度の周知および利用しやすい環境を整えるなど、制度への信頼性向上を図っています。

顧客保護・利益相反管理

役職員は、顧客保護等管理方針をふまえ、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客様が得るべき利益の保護やお客様の利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。利益相反管理についても、利益相反管理方針を策定の上、JBICグループとして、お客様との取引における利益相反の状況を把握の上、適切に管理しております。こうした取り組みについては、毎年度の役職員向けの研修で取り上げ、顧客保護を徹底し、公正・迅速・誠実に対応することの浸透を図っています。

また、苦情受付窓口を設置し、お客様からの問い合わせ、相談、要望等に対して、適切に対処する態勢を整えています。



コンプライアンス研修の様子

リスク管理

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク(金利リスク、為替リスク等)、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。

JBICは政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理および統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。具体的には、JBICが業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の健全性・適切性の確保および透明性の向上を図ることをJBICのリスク管理の目的と定

め、各種リスクの管理に関する責任者およびリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理・ALM委員会を設置しています。また、社外の有識者等で構成し、JBICの大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

なお、JBICでは、一般業務勘定と特別業務勘定に分けてリスク管理を行っており、政策金融機関としてJBICが業務運営上抱えるさまざまなリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

リスク管理体制図



統合的リスク管理

JBICでは、政策金融機関としての業務の健全性・適切性の確保のため、JBICがさらされているリスクを総体的に捉える統合的リスク管理を行っており、その主な手法として、トップリスク管理やストレステストを活用しています。

べきリスク事象をトップリスクと定義しています。トップリスクは、現下の国際情勢等から想定されるリスク要素とJBICのポートフォリオの特徴等をふまえて特定し、定期的かつ継続的なモニタリングを実施しています。

(1)トップリスク管理

JBICでは、顕在化した場合にJBICにもたらされる影響が大きいリスク事象のうち、向こう1〜3年間で特に注意す

トップリスクの特定方針およびモニタリング方針は原則として年度ごとに経営会議で決定し、経営会議および統合リスク管理・ALM委員会に定期的にモニタリング状況の報告を実施しています。

※ 気候変動に関するリスク管理についてはP.77をご参照ください

トップリスク

リスク事象	選定事由
信用コスト増大	保護貿易進展による世界的な景気後退、インフレの継続、資源価格の変動や地政学リスク発現等による大口与信先や低格付先等の信用力低下は、信用コスト増加によりJBICの採算に直接影響を及ぼすため。
資金調達コスト悪化	JBICの調達額の規模をふまえると、外貨資金調達環境の悪化による資金調達コストの増加は、JBICの採算に直接影響を及ぼすため。
気候変動に関するリスク	与信ポートフォリオに占める炭素関連資産の割合が高いJBICにとって、気候変動に関する各国監督当局・金融機関等の国際動向を把握し適切に対応する重要性が高いため。また、脱炭素化社会への移行に伴う外部環境や化石燃料案件を取り巻くステークホルダー動向は事情の変化が生じやすいこと(移行リスク)、世界各地で異常気象による被害が見られること(物理的リスク)等から、債務者の業況・信用力への影響に関する予兆把握の重要性が増しているため。

(2)資本充実度の確認・ストレステスト

JBICは、自己資本比率規制の適用を受けないものの、自主的に金融庁告示等(パーゼルIII)に準じた自己資本比率の算定を行うことで資本充実度の確認を行っています。また、内部のリスク計測手法に基づく資本充実度の確認を定期的に行っていることに加え、ストレステストを実施して

います。ストレステストにあたっては、現下の国際情勢等をふまえたリスク要素の将来動向や発現可能性等を分析の上、JBICのポートフォリオの特徴等に適したストレスシナリオを策定し、自己資本および期間損益への影響を確認するとともに、同結果をふまえ、事業運営計画の策定やトップリスクの管理を行っています。



リスク管理

信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、JBICが損失を被るリスクのことで、与信を中心とするJBICの業務において本質的なものです。JBICの与信の信用リスク分類は以下のとおりです。

- 外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク
- 企業向け与信に伴うコーポレートリスク
- 与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク
- 外国企業および外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク(与信先である企業やプロジェクトの所在国の政治経済情勢に起因する付加的なリスク)

また、JBICの4つのミッションのうち、

- 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進
- 日本の産業の国際競争力の維持および向上
- 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進

を行うための金融という性格上、JBICの与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴になっています。JBICでは、信用リスクに対し、各与信プロセスにおける個別与信管理と信用リスク計量化等による与信ポートフォリオ管理を行っています。

(1)個別与信管理

JBICの信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門(営業推進部門)および審査担当部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査担当部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる態勢を取っています。

外国政府等または外国企業向け与信に関しては、JBICは公的金融機関としての性格を最大限に活用しています。相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金(IMF)や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関

等のJBIC類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になります。特に、海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っています。

(2)行内信用格付

JBICでは、行内信用格付制度を整備し、原則として全ての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

(3)資産自己査定

JBICでは、その資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査担当部門による第二次査定および内部監査担当部門による内部監査という態勢を取っています。

資産自己査定の結果については、JBICにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、JBICの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(4)信用リスク計量化

JBICでは、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいというJBICのローン・ポートフォリオの特徴および公的債権者固有のバリクラブ[※]等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを考慮した独自の信用リスク計量化モデルにより信用リスク量を計測し、与信集中度を含む与信ポートフォリオ分析とともに内部管理に活用しています。

[※] バリクラブ：債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のこと。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省(パリ)が事務局となり、パリで開催されることから、バリクラブと呼ばれるようになりました

市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、JBICでは市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

(1)為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップおよび先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針を取っています。

(2)金利リスク

将来の資産・負債構造および損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っています。一方、円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っています。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

(3)金融派生商品(デリバティブ)取引等

①金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

②取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2026年3月末時点の取引量は右の表(金融派生商品等信用リスク相当額)のとおりです。

③金融派生商品取引等に関連するリスク

- 金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。
- 市場性信用リスク
 - 金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。
 - 市場リスク
 - 金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。
 - ④前記のリスクに対するJBICの対応
 - 市場性信用リスク
 - 取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用していま

す。また、金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額については、取引相手先との担保契約に基づく担保授受も考慮してきめ細かく管理しています。

・市場リスク

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

● 金融派生商品等信用リスク相当額 (2026年3月31日時点)
(単位:億円)

	契約金額・ 想定元本金額	信用リスク 相当額	時価
金利スワップ	54,910	1,367	△1,412
通貨スワップ	57,746		△9,350
先物外国為替 予約	16	0	0
その他金融派生 商品取引	—	—	—
合計	112,672	1,367	△10,762

※ 信用リスク相当額は、国際統一基準によって算定されたものです

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

JBICは財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

リスク管理

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクおよび情報セキュリティリスクのほか、JBICの業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。JBICではこのようなリスクの把握・分析・管理を積極的に進めていく方針です。

(1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。JBICでは、事務リスク軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

(2)システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。JBICにおいては、①システム障害および顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

(3)情報セキュリティリスク

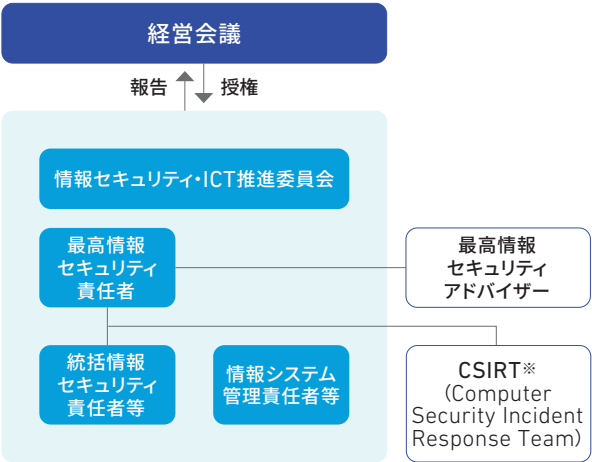
情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。JBICでは、情報管理を含む情報セキュリティ規程および体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しています。

リスク管理(サイバーセキュリティ)

基本的な考え方

近年、サイバー攻撃の高度化・巧妙化やリモートワークの普及等により、サイバーセキュリティの環境は大きく変化しています。JBICは、情報セキュリティの確保が、顧客からの信頼を獲得し、事業の持続可能性を高めるための重要な経営課題であると認識しています。そのため、経営計画の一環として、サイバー攻撃等に対するセキュリティの強化に取り組んでいます。

ガバナンス体制図



※ 最高情報セキュリティ責任者直轄のチーム

ガバナンス体制

JBICは、情報資産の管理に関する関連規程を定めています。これらの関連規程等に基づいて、情報の区分と管理、物理的・人的・技術的セキュリティ、運用、評価・見直し等の各項目について、具体的な対策を講じています。また、情報セキュリティに関する体制として、最高情報セキュリティ責任者や最高情報セキュリティアドバイザー等を指名するとともにCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置し、役割分担と責任の明確化をしています。

さらに、JBICは、経営会議から授権を受ける形で、JBICの情報資産の利用・管理および情報セキュリティに関する重要な事項等を審議する機関として情報セキュリティ・ICT推進委員会を設置し、当該委員会で審議した事項を随時経営会議に報告する体制を構築しています。

その他、管理体制として、JBICの各部室等において情報セキュリティ責任者および情報セキュリティ担当者を配置し、関連規程等の周知徹底、セキュリティインシデントの報告等が行われる体制を構築しています。また、サイバーセキュリティ対策として、標的型メール攻撃訓練、セキュリティ診断、セキュリティインシデント演習等を実施することで、人的・技術的なセキュリティの向上に取り組んでいます。